

紫波町学校跡地活用基本方針

令和3年3月

紫 波 町

目 次

はじめに	1
第1章 本方針策定の目的と位置づけ	
1-1 方針策定の目的	2
1-2 方針の位置づけ（上位計画との整合性）	2
1-3 方針の検討プロセス・体制	4
第2章 検討対象施設の概要	
2-1 対象施設の位置及び概要	6
第3章 地域の現状と課題	
3-1 地域の現状	7
3-2 東部・西部地域の課題	10
第4章 町民のニーズ把握と合意形成	
4-1 町民ニーズ把握と合意形成の方法	11
4-2 町民ニーズ把握の結果	12
第5章 民間の意向調査	
5-1 民間ニーズ把握の方法	13
5-2 民間市場調査の結果	14
第6章 利活用検討の基本的な考え方	
6-1 利活用にあたっての基本順位	15
6-2 利活用の基本コンセプト	18
6-3 利活用の方法	20
6-4 利活用にあたって配慮する事項	21
6-5 利活用の検討の進め方	22
第7章 利活用のイメージ	
7-1 利活用のイメージ例	23

資 料 編

資料 1	上位計画の概要・方針検討体制（第 1 章関係）	資-1
1-1	第三次紫波町総合計画	
1-2	紫波町都市計画マスタープラン	
1-3	紫波町ひと・まち・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略	
1-4	学校跡地等活用推進協議会	
資料 2	各施設概要（第 2 章関係）	資-9
2-1	水分小学校	
2-2	片寄小学校	
2-3	彦部小学校	
2-4	星山小学校	
2-5	佐比内小学校	
2-6	赤沢小学校	
2-7	長岡小学校	
資料 3	各種統計資料（第 3 章関係）	資-16
3-1	人口動向	
3-2	就業人口動向	
3-3	地価動向	
資料 4	ニーズ把握・合意形成関係資料（第 4 章関係）	資-24
4-1	地区コミュニティ基礎調査結果	
4-2	町民意識調査（令和元年度）結果	
4-3	意見公募結果	
資料 5	民間意向調査関係資料（第 5 章関係）	資-35
5-1	サウンディング（対話）型民間市場調査	
5-2	情報提供型市場調査（オンラインニーズ調査）結果	

紫波町学校跡地活用基本方針

はじめに

町では、紫波中央駅前の方らく使われていなかった 10.7 ヘクタールの町有地を新しい町の中心にするオガールプロジェクト開始にあたり、平成 21（2009）年 2 月『紫波町公民連携基本計画 - 公共施設整備と町有地の有効活用- 』を策定し、これに掲げる方針に基づき公民連携による町有地活用プロジェクトを実行しました。

この 10 年の間、オガールにつくられた公共施設と民間施設の良い連携により、町の知名度や集客効果が上がりました。また図書館の農業ビジネス支援機能と紫波マルシェが繁盛することにより農業後継者、新規就農者の増加が起き、公と民の大きな施設建設やオガールタウンのエコタウン開発の際には、町産材が大いに活用されて林業及び建設業が振興しました。さらにはこれらのことが連鎖反応を生み、町中央部に町内外から子育て世代を中心に移住する方々が次第に増加する現象が起きてきました。そして、令和元（2019）年 4 月時点で、待機児童が 42 名発生するに至りました。

こうして、オガールの効果が波及した町中央部は、暮らす場所として選ばれるエリアに変わしつつあります。

一方、町東部・西部の中山間地域においては、少子高齢化が進行し、人口減少が続いてきました。その結果、令和 2（2020）年度に西部地区の 3 つの小学校、令和 3（2021）年度には東部地区の 5 つの小学校が閉じられることとなりました。それにより、敷地の合計面積がオガール地区とほぼ同じ大きさの約 10.4 ヘクタールとなる、7 つの学校が空き校舎となります。

この『紫波町学校跡地活用基本方針』は、これら約 10.4 ヘクタールの学校敷地と空き校舎の活用を推進するための基本方針を定めるものです。学校という多くの方々の記憶が蓄積している貴重な町民の財産を活用する際に大切なことは、『紫波町公民連携基本計画』に記されている町の“公民連携精神”を継承することです。また、コロナ禍後の厳しい社会経済環境も見据えた、持続的な活用を実現させることが必要です。

『紫波町公民連携基本計画』の冒頭にはこう記されています。「町民の資産である町有地を活用して、財政負担を最小限に抑えながら、公共施設整備と民間施設等立地による経済開発の複合開発を行うことを目的に基本計画を取りまとめました。本事業の実施にあたっては、民間との連携により事業を進めます」。この精神を持って、7 つの空き校舎等を生かしてそれぞれの地区を「暮らし心地の良いまち」にしていくことを目指したいと考えます。

第1章 本方針策定の目的と位置づけ

1-1 方針策定の目的

今後生じる空き校舎等について、地域のニーズと民間市場の動向を捉えながら、地域や民間による持続可能な活用を推進することを目的とします

全国的に少子化が進む中、町においても児童生徒数が第一次ベビーブームのピーク時から6割以上減少し、西部地区・東部地区を中心に学校の小規模化傾向が続いています。そのような状況の中、町では、こうした学校の小規模化に伴う諸課題に対応するため、平成31年3月に町立小学校11校を5校に再編する紫波町立学校再編基本計画を策定しました。この再編計画に基づき、令和3年4月には西部地区の2つの小学校が、令和4年4月には東部地区の5つの小学校が空き校舎となります。

一方、町の財政状況は、少子化に加え高齢化と人口減少などに伴う税収の減少と社会保障費の増大が見込まれ、これまで以上に厳しくなると想定されています。空き校舎となっても施設の管理には費用を要すことから、未利用の状態で存するのではなく、資産の活用・運用を図っていく必要があります。

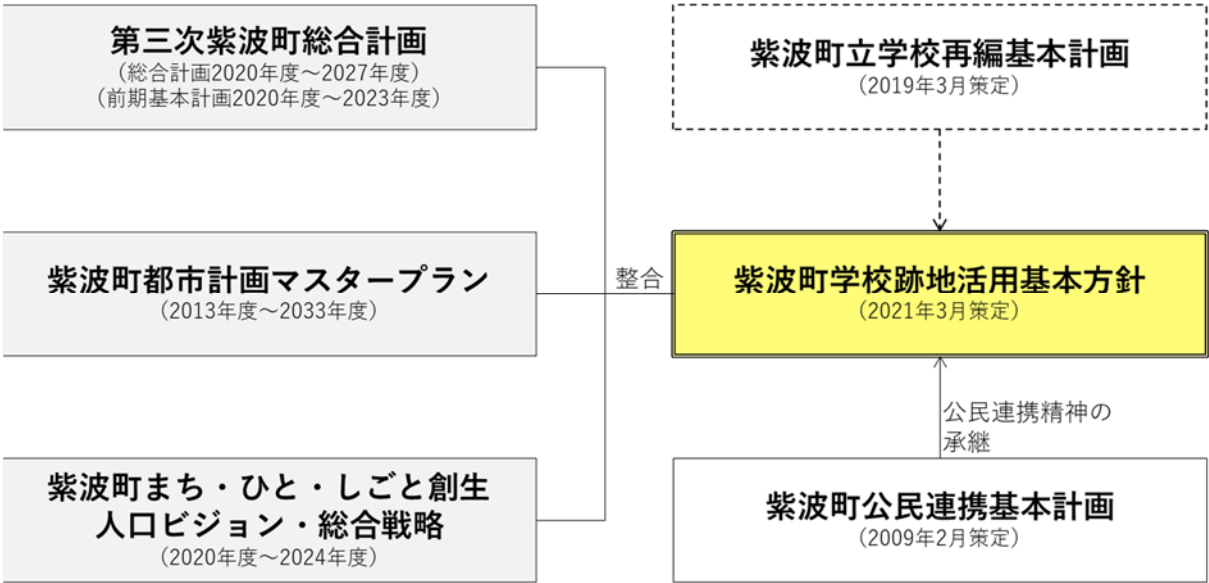
そこで、本方針を定め、今後生じる空き校舎及びその敷地（以下、「空き校舎等」という。）について、地域のニーズと民間市場の動向を捉えながら、地域や民間による持続可能な活用を推進することを目的とします。

1-2 方針の位置づけ（上位計画との整合性）

紫波町公民連携基本計画の“公民連携精神”を承継しつつ、紫波町総合計画、紫波町都市計画マスタープラン、紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの上位計画・関連計画との整合性を図り、策定します。

本方針は、公有財産活用プロジェクトであることに鑑み、紫波町公民連携基本計画の“公民連携精神”を承継しつつ、第三次紫波町総合計画、紫波町都市計画マスタープラン及び紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの上位・関連計画との整合性を図り、策定します。

また、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）の17の目標のうち、特に「目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」を関連付け、町民をはじめ関係団体、企業、NPOなど地域社会を構成する多様な主体とそれぞれ連携しながら取り組んでいきます。



図：本方針と主な上位計画の相関

第三次紫波町総合計画 (総合計画2020年度～2027年度) (前期基本計画2020年度～2023年度)	将来像：「暮らし心地の良いまち」 ・ 基本理念：循環型のまちづくり×協働のまちづくり×多様性あるまちづくり ～ 限られた経営資源を生かし、持続可能な行政経営を進める。 ・ 公有財産の効果的な活用 ・ 未利用財産の民間活用の推進
紫波町 都市計画マスタープラン (2013年度～2033年度)	将来像：楽しく活力ある「環境と福祉のまち」 ・ 田園ゾーン：農業生産を行いながら観光交流を推進する ・ フルーツ観光ゾーン：農業生産や里山の管理などを行いながら観光交流を推進する
紫波町 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略 (2020年度～2024年度)	基本目標：4 民の活力が湧き上がり時代に合った地域が生まれる ～ 8 公有財産活用プロジェクト - 民間活力の導入による公有財産の活用 - ・ 7つの小学校の空き校舎の活用 行政財産、地域資源、民間の3つの視点で活用を検討

表：主な上位計画の概要

本方針は、以下に挙げるプロセスを経て、紫波町学校跡地等活用推進協議会において協議し、町が策定します。

図1 紫波町学校跡地等活用推進協議会の関係図

この図は、紫波町の学校跡地等活用推進協議会の関係性を示しています。中心には「紫波町」があり、その周囲には「企業」、「町議会」、「町民」が位置しています。

紫波町との関係：

- 町議会：**「説明」と「調査・意見」のやり取りが行われます。
- 企業：**「情報収集」が行われます。
- 町民：**「地域ニーズ把握」が行われます。

紫波町内の関係：

- 【資産経営課】：**「学校跡地活用構想策定アドバイザー業務」を実施。活用基本方針(素案)と活用イメージ作成を行います。
- 【財政課】：**「公共施設等総合管理計画庁内推進会議」を開催。公共公益の利用に係る内部調整を行います。
- 【企画課】：**「地区コミュニティ基礎調査業務」を実施。地域づくり指針策定を行います。

協議会の関係：

- 紫波町学校跡地等活用推進協議会（町内企業・団体・町民代表）：**活用基本方針(案)の協議を行います。

その他の関係：

- 参加・助言：**協議会から「参加・助言」が行われます。

(1) 公共施設等総合管理計画庁内推進会議（財政課）

(2) 地区コミュニティ基礎調査業務（企画課）

(3) 学校跡地活用構想策定アドバイザー業務（資産経営課）

4

用とするため、専門家から空き校舎の活用に関しアドバイスを受けるとともに、本方針策定に必要な市場調査や資料作成を委託したものです。

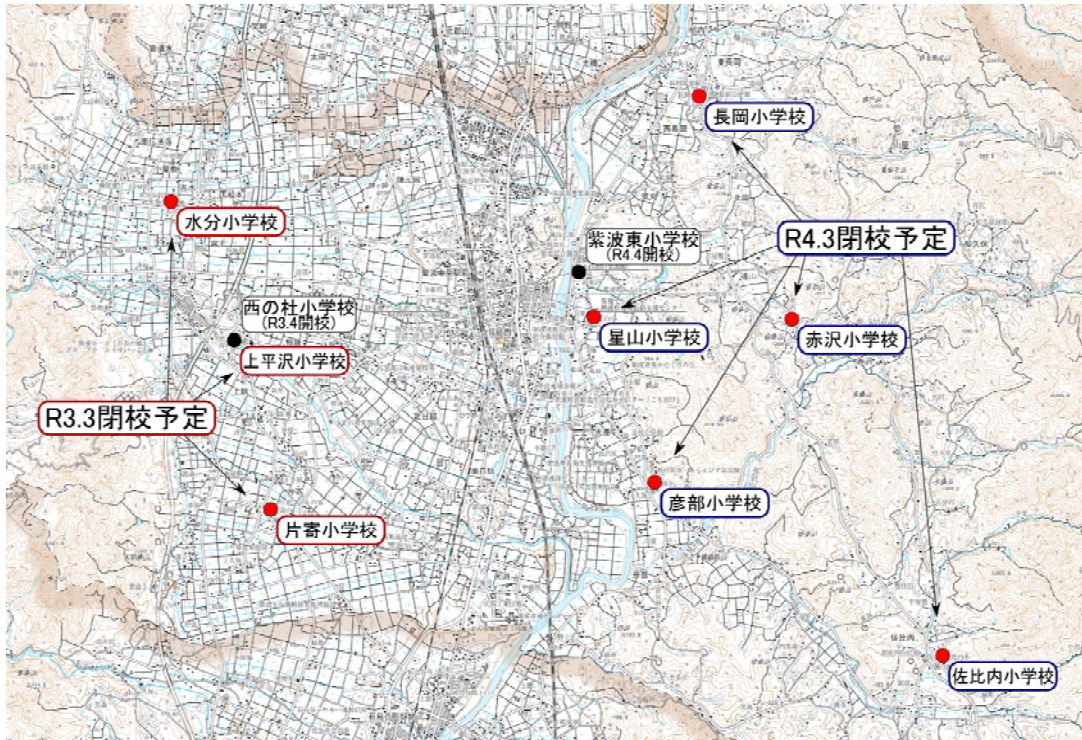
(4) 学校跡地等活用推進協議会（資産経営課）

空き校舎等の利活用法方針の策定の検討を行うとともに、その利活用推進を図るため、紫波町学校跡地等活用推進協議会設置要綱（令和2年告示第471号）に基づき設置する会議で、産業界、専門家、公募による委員により構成し、本方針策定について協議を行います。

第2章 検討対象施設の概要

2-1 対象施設の位置及び概要

本方針の対象施設は、閉校により空き校舎となる西部地区の小学校2校、東部地区の小学校5校の計7校です。敷地面積を合計すると約10.4haの規模となります。



図：対象施設の位置

		敷地		施設等			
		敷地面積	(うち運動場)	校舎	(構造等)	体育館	(構造等)
西部	水分小学校	14,244㎡	(7,725㎡)	1,650㎡	鉄筋コンクリート造 2階建て	708㎡	鉄骨造 平屋建て
	片寄小学校	15,875㎡	(6,709㎡)	1,256㎡	鉄筋コンクリート造 2階建て	708㎡	鉄骨造 平屋建て
東部	彦部小学校	18,831㎡	(6,755㎡)	1,925㎡	鉄筋コンクリート造 2階建て	729㎡	鉄筋造 平屋建て
	星山小学校	7,441㎡	(2,988㎡)	1,495㎡	木造 2階建て	560㎡	鉄骨造 平屋建て
	佐比内小学校	16,766㎡	(9,720㎡)	1,897㎡	鉄筋コンクリート造 2階建て	560㎡	鉄骨造 平屋建て
	赤沢小学校	15,304㎡	(7,440㎡)	1,988㎡	鉄筋コンクリート造 3階建て	720㎡	鉄骨造 平屋建て
	長岡小学校	15,183㎡	(9,798㎡)	1,787㎡	鉄筋コンクリート造 2階建て	608㎡	木造 平屋建て
計		103,644㎡	(51,135㎡)	11,998㎡	-	4,593㎡	-

表：対象施設概要一覧

※上平沢小学校は「西の杜小学校」として活用されますので、空き校舎となるのは7校となります。

第3章 地域の現状と課題

3-1 地域の現状

3-1-1 地域の資源

市街化の進む中央部を挟んで位置する西部地区・東部地区には、平坦な水田地帯が広がり、西部地区には散居集落の形態が見られます。東部地区の東縁には果樹園地帯が広がります。多数の歴史的自然的資源や施設があり、町内外から多くの人々が訪れています。

(1) 西部地区（水分・志和地区）

① 位置、土地利用、産業

J R東北本線西側の西部地区は、南東に向かって緩やかに傾斜する平坦地が広がっていますが、西縁は奥羽山脈に連なる山地となっています。うるち米、もち米、そば、小麦などの生産が盛んな地域です。また、稲作と酪農の複合経営も行われ、牛、豚は地域の特産品となっています。

西縁は傾斜地のため樹林地となっていますが、地域は概ね水田として利用されており、散居集落の形態がみられます。また、用途地域周辺では民間開発による住宅団地があります。東北自動車の紫波インターチェンジ周辺は上平沢地区工業団地があるほか、地域内に多くの県道が通っているため、県道沿道などに製造業や流通業、建設業などの事業所が多く立地しています。

② 生活関連施設

紫波第三中学校、水分児童館、認定こども園、保育園、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、郵便局、公民館などがあります。

有機資源循環施設えこ3センターは、循環型まちづくりの拠点施設です。

また、学校再編により西の杜小学校が令和3年4月に開校する予定です。

③ 自然、歴史、観光レクリエーション

主な河川として滝名川と黒沢川が流れています。滝名川の河川敷の一部は愛護団体によって手入れがなされ、地域行事や散策に利用され地域に親しまれています。

志和地区は南部杜氏発祥の地です。東根山の麓にある水分神社は古くから良質な水が湧き出ており、酒造りに生かされています。また、山王海では金の採掘が行われ繁栄した歴史があり、志和稲荷神社や新山神社には今も多くの人々が訪れています。

そのほか、多くの戦いで陣が敷かれた陣ヶ岡陣営跡や、町内最古の道路遺跡である安倍道跡、中世城館跡など、多くの遺跡や神社仏閣があります。陣ヶ岡陣営跡及び日の輪

月の輪形は、その一部が陣ヶ岡公園として指定され、蜂神社を含んだ一体が緑地として愛護会により保全されています。

また、築240年以上の南部曲り家「武田家住宅」や農産物産地直売施設、造り酒屋があります。東根山山麓にはあづまね温泉ききょう荘やラ・フランス温泉館、温泉保養公園、公開庭園型のガーデンショップといった保養・レクリエーション施設や観光施設が集積しており、トレイルランニング大会や音楽会などのイベントが行われ、多くの利用者と観光客でにぎわっています。

東根山山麓からは、田園風景や町の眺望を楽しむことができます。ラ・フランス温泉館の北側には東根山の登山口があり、年間を通じて多くの登山者が訪れます。西側の都市計画区域外にはゴルフ場や山王海ダムがあり、周辺は新緑、桜、紅葉などが楽しめる場所となっています。

(2) 東部地区（彦部・佐比内・赤沢・長岡地区）

① 位置、土地利用、産業

北上川東側の東部地区は、沿岸は平坦な地形ですが、東縁は北上高地の丘陵地となっています。地形や土壌、気候などを生かし平坦地や谷では稲作が、丘陵地ではリンゴやブドウなど果樹生産が盛んな地域です。

地域は概ね農地や樹林地で、宅地は農家住宅が主体ですが、北上川沿いや幹線道路沿いなどには、製造業や建設業、自動車関連産業などの事業所が立地しています。

② 生活関連施設

紫波第二中学校、星山こどもクラブ、東部保育所、郵便局、公民館などがあります。学校再編により紫波東小学校が令和4年4月に開校する予定です。

③ 自然、歴史、観光レクリエーション

主な河川として天王川、彦部川、姉市川が丘陵地から北上川へ流れています。

奥羽山脈や岩手山の遠景、城山対岸の館森神社、北上川、長岡地区の白鳥の飛来地など、良好な眺望点や景観が多くあります。

東部地区には、親鸞聖人の高弟は信房の墓所や、大巻館跡（大正園）、機織館跡などの中世の館跡があります。また、銭形平次の作者であり音楽評論家であった野村胡堂の生家や野村胡堂・あらえびす記念館、バラ園などの文化的な施設や観光施設があります。是信房墓所近くでは、転作田を利用したコスモス畑でイベントが開催されています。

東部地区の縁辺部からさらに東側の丘陵地一帯は、広葉樹林が多く、新緑や紅葉、洞窟（鍾乳洞）などの自然を楽しむことができます。遠野街道や旧釜石街道が通り、金山跡、隠れキリシタンの里や、義経伝説が伝わる神社があります。紫波フルーツパーク、道の駅、農産物産地直売施設、観光農園などの観光・体験施設があり、多くの人が訪れています。

3-1-2 地域の現状

中央部地区は、宅地開発の活発化により人口は増加傾向にあり、周辺地価の上昇が続いています。一方、東部地区・西部地区は、人口減少及び高齢化が進み、農業就業人口も減少傾向にあり、地価は下落傾向が続いています。

(1) 人口の動向 (令和2(2020)年12月末時点)

中央部地区(日詰・古館・赤石地区)の人口は8,870世帯22,710人(2010年比4.0%増、高齢化率26.2%)となっています。

東部地区(彦部・佐比内・赤沢・長岡地区)の人口は1,834世帯5,123人(2010年比21.63%減、高齢化率41.9%)となっています。

西部地区(水分・志和地区)の人口は1,756世帯5,256人(2010年比16.82%減、高齢化率40.5%)となっています。

(2) 就業者数の動向

中央部地区の就業者数(※2015年国勢調査)は10,913人で卸売・小売業が最も多く、医療・福祉、製造業、建設業と続きます。

東部地区・西部地区の就業者数は6,296人で農林業が最も多く、卸売・小売業、製造業、医療・福祉と続きます。

車による通勤が主で、町内の3駅又は近隣市町の駅を利用した通勤通学がみられます。また、一部の地域ではスクールバスの運行が行われています。

(3) 地価動向

中央部地区の地価(公示地価・基準地価)は、2004年から2012年までは下落が続いていましたが、紫波中央駅前が2013年以降に上昇傾向となり、2015年以降は松田付近、2019年以降は日詰西や朝日田付近、古館地区も続いて上昇傾向となりました。

東部地区・西部地区にある対象施設付近の地価(固定資産税評価)は、2020年直近は変動がありませんが、それまでは下落傾向が続いています。

3-2 東部・西部地域の課題

東部地区・西部地区の人口減少が続き、若年層の流出及び就業者の高齢化が続くと、産業の担い手が不足し、衰退がさらに進むことが見込まれます。

東部地区・西部地区は、町の基幹産業である農業を担う地域です。観光や歴史文化など、地域資源にも恵まれています。

しかし、中央部地区の人口が増加傾向にあるのに対し、東部地域・西部地域の人口減少が続き、進学・就業をきっかけとした流出も続いています。各産業の就業者も減少を続けており、高齢化がさらに進むと、産業の担い手が不足し、衰退がさらに進むことが見込まれます。

これは町全体の課題であり、公有資産は、こうした課題を根本的に解決するために活用されることが望まれます。

町の課題は、以下のような事項が挙げられます。

- ・ 農地、農村の適正な保全と担い手の育成など持続可能な農業の振興
- ・ 地域の実情と人口構成に合ったこれからの地域コミュニティの在り方の見直し
- ・ 地域住民にとって使いやすく、受け入れ年齢等のニーズに合った東部地区における子育て関連施設の整備
- ・ 保養・観光等施設や地域の歴史、文化を生かした観光交流機能の強化
- ・ 地域内での生活環境の向上、暮らしやすい環境づくり

第4章 町民のニーズ把握と合意形成

4-1 町民ニーズ把握と合意形成の方法

紫波町市民参加条例の手続きに準じて、ニーズ把握と合意形成を進めました。

町では、市民参加条例に基づき、市民と行政が協働でまちづくりを行うため、さまざまな施策において皆さんのご意見を聞く機会を設けています。本方針は、条例における市民参加を義務付けられている計画ではありませんが、幅広いニーズを把握するため市民参加手続きに準じて、以下のとおり進めました。

(1) 各公民館意見交換会

- ① 開催日及び場所
 - 令和3年1月14日(木) 赤沢公民館、水分公民館
 - 令和3年1月15日(金) 長岡公民館
 - 令和3年1月18日(月) 彦部公民館、佐比内公民館
 - 令和3年2月17日(水) 志和公民館
- ② 参加者 78名

(2) 地区コミュニティ基礎調査(報告会)

企画課において実施した基礎調査の結果をもとに地域経営課題を把握するとともに、その報告会に出席し潜在ニーズの把握に努めました。

- ① 報告会開催場所 水分公民館、志和公民館、彦部公民館、佐比内公民館、赤沢公民館、長岡公民館、赤石公民館、古館公民館、紫波町情報交流館
- ② 報告会開催期間 令和3年1月26日～2月7日
- ③ 参加者 91名

(3) 意見公募（パブリックコメント）

公共施設等に本方針の素案を閲覧書類として配置し、町民の皆さんから意見を募集しました。

- ① 閲覧書類設置場所 町ホームページ、各地区公民館、紫波町図書館、ゆいっとサロン、資産経営課窓口
- ② 意見公募期間 令和3年2月8日～28日（21日間）
- ③ 意見提出者・総数 7名 20件

(4) 町民意識調査（令和元年度）

町民意識調査は、「町民が評価する行政サービスの品質」を主題に、調査結果は「町の通信簿」として公開することを前提として実施したものであり、町内在住の方を無作為で抽

出し郵送による調査票の配布・回収したものです。

得られた調査結果は、継続的に行政経営品質を向上させるために「住民満足の基準となる物差し」を作成し、町民が感じている町の各施策に対する満足度及び重要度を定期的に調査・分析することにより行政サービスの向上に資するとともに各施策を実施、評価及び改善する上での指標としています。

4-2 町民ニーズ把握の結果

意見交換会等により、「地域活動での利用」「避難所機能の維持」「維持費確保のための民間との一体利用」といったニーズが見受けられました。

【意見交換会における主な意見】

- ・これまで、地区民運動会や地域のスポーツ少年団などが利用してきた。閉校後も同様に使いたい。
- ・小学校はこれまで避難所であった。地区公民館などの避難所もあるが、いざというとき足りなくなる懸念があるので、避難所機能は維持してほしい。
- ・学校、校庭は大きいので、地元で全部使うことは難しい。同様に全部管理することも大変。
- ・使用、維持するにも維持費がかかるため、その費用の捻出のためには、地元の利用のみだけではなく、民間企業と一緒に利用できたら良い。ただし、営利のみを目的とする民間企業が利用し、地元還元されないのは困る。
- ・企業誘致も大切だが、「起業」誘致につながる使われ方が良い。
- ・東西の地域では高齢化が顕著であり、地域のコミュニティ組織の維持が難しくなっているが、高齢者が集まってコミュニティを図れる場所などは、欲しい。

【住民意識調査結果概要】

- ・定住希望（紫波町にずっと住み続けたいと思いますか）の質問項目に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した方について地区別に算出した割合
赤石（86.9%）が最も高く、水分（86.7%）がそれに続く。佐比内（75.6%）が低い。他の地区はそれぞれ、志和（84.9%）赤沢（81.4%）彦部（78.8%）長岡（78.6%）となっている。
- ・施策の必要度（68の施策項目について、重要度（「重要」又は「どちらかといえば重要」と回答があった割合）の偏差値から満足度（「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答があった割合）の偏差値を差し引いた値）
雇用に係る施策の必要度が高く（26.6）、次いで広聴（20.3）、公共交通、企業誘致（17.7）と続く。その他には、学力向上（16.3）、企業育成（14.6）、高齢者（14.3）、住宅（13.7）の必要度が高くなっている。

第5章 民間の意向調査

5-1 民間ニーズ把握の方法

空き校舎等への関心度や活用アイデアなどを把握し、本方針における活用のコンセプト決定の参考とするため、民間市場調査を実施しました。

民間事業者のニーズや動向を把握する方法として、民間市場調査があります。

民間事業者との直接の対話により把握するサウンディングや、オンラインニーズ調査などを行い、民間事業者の関心度や活用アイデアを把握しました。

また、町担当課へ活用についての相談があった場合は、各担当課からの情報提供により把握しました。

(1) サウンディング（対話）型民間市場調査（民間事業者からのアイデア募集）

空き校舎等の市場性や活用案などを把握し、本方針における活用のコンセプト決定の参考とするため、民間事業者からアイデアを募集、サウンディング（対話）型民間市場調査を実施しました。

① 実施概要

- ・掲載媒体：町ホームページ
- ・実施期間：令和2（2020）年10月2日～11月5日

② 提案概要

- ・応募件数：3件

(2) 情報提供型市場調査（オンラインニーズ調査）

空き校舎等に対する民間事業者の関心度を測るため、外部オンラインサービスを利用したニーズ調査を実施した。

① 実施概要

- ・活用媒体：グーグルフォーム（Google社が提供するオンラインサービス）
- ・実施時期：令和3（2021）年1月19日～2月3日
- ・調査方法：企業・個人問わず誰でも回答できるアンケートとし、オンラインにて物件の関心度、活用可能性、対話希望意向等についてのアンケートを実施。
町HPへの掲載のほか、『公共不動産データベース』（運営会社：株式会社オープン・エー）と連携し会員約250社に対し周知。

② 回答状況

- ・回答総数：82件

5-2 民間市場調査の結果

民間市場調査の活用アイデアから、「人材の育成」「農業・産業振興」「移住定住の促進」「雇用の創出」「環境問題の改善」といったキーワードが抽出されました。

サウンディング（対話）型民間市場調査によるアイデア提案から、以下のようなキーワードが抽出されました（提案者の知的財産保護のためキーワードのみ記載）。

- ・提案内容の概要

- 「人材の育成」

- 「農業・産業振興」

- 「移住定住の促進」

- 「雇用の創出」

- 「環境問題の改善」 等

第6章 利活用検討の基本的な考え方

6-1 利活用にあたっての基本順位

町又は町以外の者が行う公共・公益的事業として活用しない施設については、地域や市民を含めた民間事業者による利活用を検討することを基本とします。

町の公有財産は、町民共有の財産であることから、町が公共の福祉のために利用することが最も望ましいですが、少子高齢化や人口減少などに伴う税収の伸び悩みと社会保障費の増大などが見込まれる中で、町が直接活用することが難しくなっているのが現状です。

このことから、庁内意向調査を実施し、町が直接行う事業、町以外の者が行う公共・公益的事業での活用を検討します。そのうえで、活用しない施設又はその余剰部分については、社会全体の資産として、地域や市民を含めた民間事業者（以下、「民間事業者等」という。）による利活用を検討します。

- ・ 公共的利用の場合

（例） 事業担当課による具体的検討 → （市民参加手続き → ）事業実施

- ・ 民間活用の場合

（例） 事前可能性調査 → 公募等 → 詳細協議 → 事業着手

また、本方針策定にあたって、現時点で、町が直接行う事業、公共・公益的事業での活用についてあらかじめ庁内の意向を調査し、検討を行いました。

その結果について、「6-1-1 公共施設として求められている機能」「6-1-2 公共・公益事業での利用に向けて検討している施設」にまとめます。

6-1-1 公共施設として求められている機能

佐比内小学校は、その一部に佐比内地区の公民館機能を移転するとともに、避難所や避難場所機能を確保します。

(1) 公民館機能（佐比内小学校）

佐比内公民館は昭和 58 年に建築し、これまで地域の生涯学習の拠点としてのみならず、コミュニティの拠点および避難施設としての機能を担ってきました。

しかしながら、建物の老朽化に加え、その立地から河川の増水等による災害が懸念されています。

このことから、佐比内小学校の一部に公民館機能を移転する必要があります。

(2) 避難所機能（佐比内小学校）

現在、各学校は地域防災計画において被災者を収容する指定避難所となっています。閉校後のその機能については、近隣の施設で補完する必要があります。

佐比内小学校の近隣には、避難所としての機能を有する施設が無く、補完出来ないこと、また、公民館機能を移転が必要があることから、佐比内小学校は、公民館機能の移転と併せて避難所機能を確保する必要があります。

(3) 避難場所機能（佐比内小学校）

現在、各学校は地域防災計画において災害発生時に一時的に避難する避難場所として指定されています。

閉校後のその機能については、近隣の施設（敷地）で補完する必要がありますが、佐比内小学校の近隣には該当施設がなく、前述の通り公民館機能の移転も求められています。

このことから、佐比内小学校の敷地（屋外運動場等）には、公民館機能の移転と併せて避難場所機能を確保する必要があります。

6-1-2 公共・公益事業での利用に向けて検討している施設

星山小学校は、東部地区における子育て環境の充実のため、子育て関係施設として活用することを優先的に検討します。

町には依然として待機児童がおり、東部地区には3歳未満児から入所可能な施設が十分とは言えません。さらには、東部地区の各保育施設は老朽化が進んでいます。また、学校再編に伴い、学童保育施設などの子育て環境の充実が望まれています。

このことから、小中一貫校「紫波東学園」の整備される地区にある星山小学校を、3歳未満児から入所可能な保育施設や学童保育施設として検討しています。

なお、その設置および運営は、民間事業者等によるものを優先的に検討します。



図：民間事業者等による利活用対象施設

6-2 利活用の基本コンセプト

「暮らし心地の良いまち」、「環境と福祉のまち」の実現に向けた空き校舎等の活用につなげるために、民間事業者等による利活用の基本コンセプトを「産業の振興」と「人材の育成」とし、地域資源を活かし持続する産業と雇用を創り出し、未来を担う柔軟でしただたかな人材を育てる場として活用します。

急速な少子高齢化の進行に伴う人口の減少、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題、相次ぐ自然災害の発生、コロナ禍など、町を取り巻く環境は大きく変化しており、とりわけ少子高齢化の進行・人口減少は、地域経済を縮小させる一方で、行政ニーズを増大させるなど、行財政運営全般に大きな影響を与えています。

空き校舎等の活用は、7つの空き校舎等を活用することにより、町の課題を解決につなげ持続可能なエリアにしていくことが大切です。

第三次紫波町総合計画および紫波町都市計画マスタープランにおいて町が目指すまちづくりの将来像である「暮らし心地の良いまち」、「楽しく活力のある「環境と福祉のまち」」の実現に向けた空き校舎等の活用につなげるために、「5-1-(1) サウンディング（対話）型民間市場調査」において応募のあった提案内容を踏まえ、民間事業者等による利活用の基本コンセプトを「産業の振興」と「人材の育成」とします。

【産業の振興】

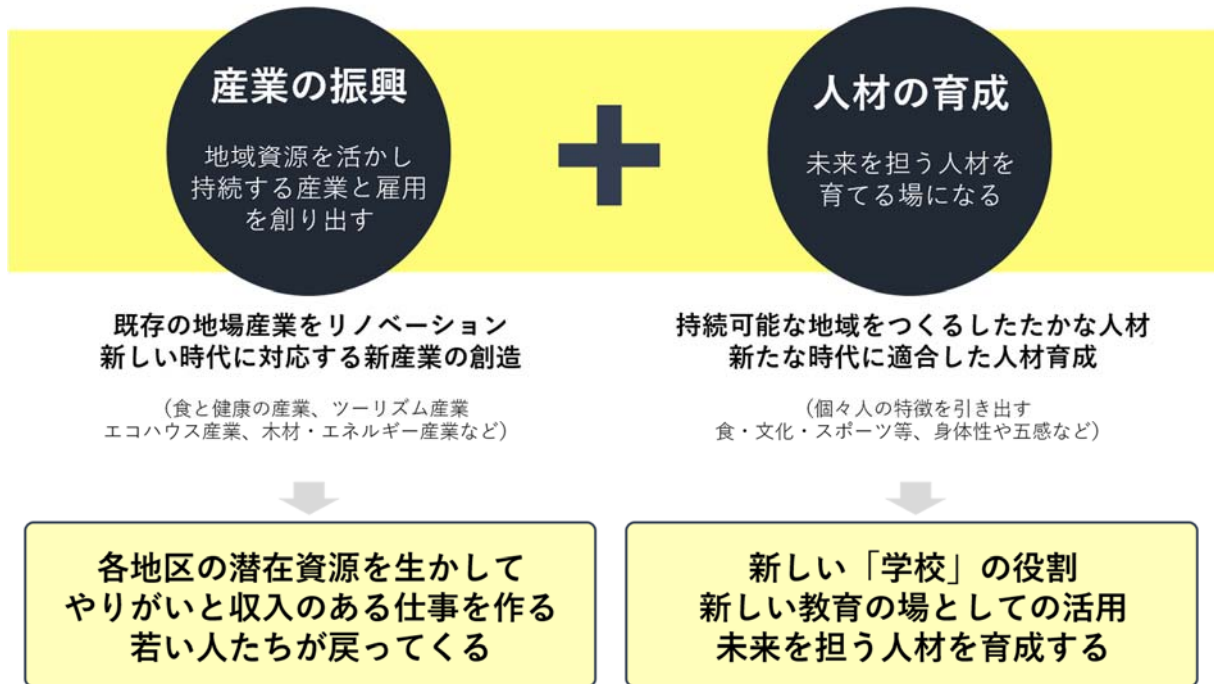
真に持続する地域を創り出すために必要なことは、まず地場産業を振興することです。それは、既存の地場産業を新しい時代に即した地場産業へとリノベーション※を行うこと及びエネルギー産業やオーガニック（有機的）な食産業、グリーンツーリズム※等の食農観光のような新しい産業を創り出すことです。これらを促進し、地域経済循環を生み出していくことにより、良質な雇用が生み出されます。

【人材の育成】

加えて、持続可能な町を創るために中長期的に必要なことは、人材の育成です。様々な分野において、パブリックマインド※を持った地域の担い手を育成する必要があります。持続可能な地域を創り出せるしたたかな人材を育成するため、空き校舎等を新たな時代に適合した人材育成の場に変えていくことが必要です。小学校は、これまで子どもたちの義務教育の場としての役割を果たしてきました。その役割を終えた空き校舎等は今後も、その歴史を尊重して人材育成の場として活用することが望まれます。

これらのことから、「暮らし心地の良いまち」、「環境と福祉のまち」の将来像を根底に踏まえ、「産業の振興」と「人材の育成」の両方を軸として、地域資源を活かし持続する産業と雇用を創り出し、未来を担う柔軟でしただたかな人材を育てる場とすることを、利活用の基本コンセプトとします。

町の目指すまちづくりの将来像である
「暮らし心地の良いまち」「環境と福祉のまち」の実現に向けて



図：利活用の基本コンセプト

- ※ リノベーション：用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること
- ※ グリーンツーリズム：農山漁村地域において、自然・文化・人との交流を楽しむ潜在的余暇活動
- ※ パブリックマインド：公共心。公共のためを思う心。社会一般の利益を図ろうとする精神。

6-3 利活用の方法

利活用の方法は、貸付を基本とします。空き校舎を活用せず、解体して敷地の一体的な活用も可能とします。

民間事業者等による利活用を推進するため、公的支援の検討も適宜行います。

利活用にあたっては、前述のとおり公共施設として求められる機能を優先しつつ、未活用部分については、民間事業者等により活用することを基本とします。その方法は、貸付を基本としますが、売却による活用も検討します。

なお、空き校舎そのものの活用はもとより、空き校舎を活用せず、解体して敷地の一体的な活用も可能とします。ただし、校庭などの敷地のみを活用することは望ましくありません。

利活用事業者の選定にあつては、公募を基本としますが、実施方針や町の他の計画等に基づき事業者を決定する場合があります。

また、民間の資金と知恵を取り入れるため、エージェント(代理人)方式による活用について積極的に検討を進めます。

民間事業者等による利活用を促進するため、企業版ふるさと納税制度や構造改革特区制度の活用、ガバメントクラウドファンディング^{®※}などを活用した公的支援の検討も適宜行います。

※ ガバメントクラウドファンディング：地方自治体がプロジェクト実行者として、ふるさと納税を活用し、インターネットを通して世の中に呼びかけ、共感した人から資金を募る仕組み。株式会社トラストバンクの登録商標。

例1) 利活用事業者を公募等により選定する方法

完全民間資本による活用のほか、紫波中央駅前都市整備事業（オガールプロジェクト）で実施した現金出資による方法（第三セクター方式）や、現物出資による方法（第三セクター（LABV:Local Asset Backed Vehicles）方式）なども考えられます。

例2) エージェント（代理人）が活用事業者を選定する方法

オガールプロジェクトで実施した方法で、町が選定したエージェント会社が利活用する事業者を選定し、町との協議を経て利活用事業者を決定する方法も考えられます。

例3) 利活用の基本コンセプトを目的とした公共施設化し活用する方法

町が「6-2 民間事業者等による利活用の基本コンセプト」による利用を目的とした公共施設として設置・供用し、民間事業者から使用料等を徴収することで活用する方法も考えられます。

6-4 利活用にあって配慮する事項

利活用の検討にあたっては、「地域コミュニティ・社会教育活動」「地域防災」「暫定的利用」についてできるだけ配慮するものとします。

空き校舎等の利活用の検討にあたっては、以下の事項にできるだけ配慮するものとします。（条件とするものではなく、利活用の内容に合わせ適宜検討を図るものです。）

（1）地域コミュニティ・社会教育活動への配慮

学校施設や屋外運動場は、地域活動やスポーツ振興の場として大きな役割を果たしてきたことから、これまでの利用団体等に配慮するものとします。

（2）地域防災への配慮

各小学校は、地域防災計画において災害時の避難所として指定されているなど、地域防災の拠点施設となっていることから、避難所等としての機能維持や地域住民の避難行動について配慮するものとします。

（3）暫定的利用への配慮

活用方法を検討し、転用や解体撤去等が必要となる場合が有りますが、財産処分の手続や転用、除却が実施されるまで、体育館や屋外運動場については、スポーツ振興や地域コミュニティの場として地域に開放できるよう配慮するものとします。

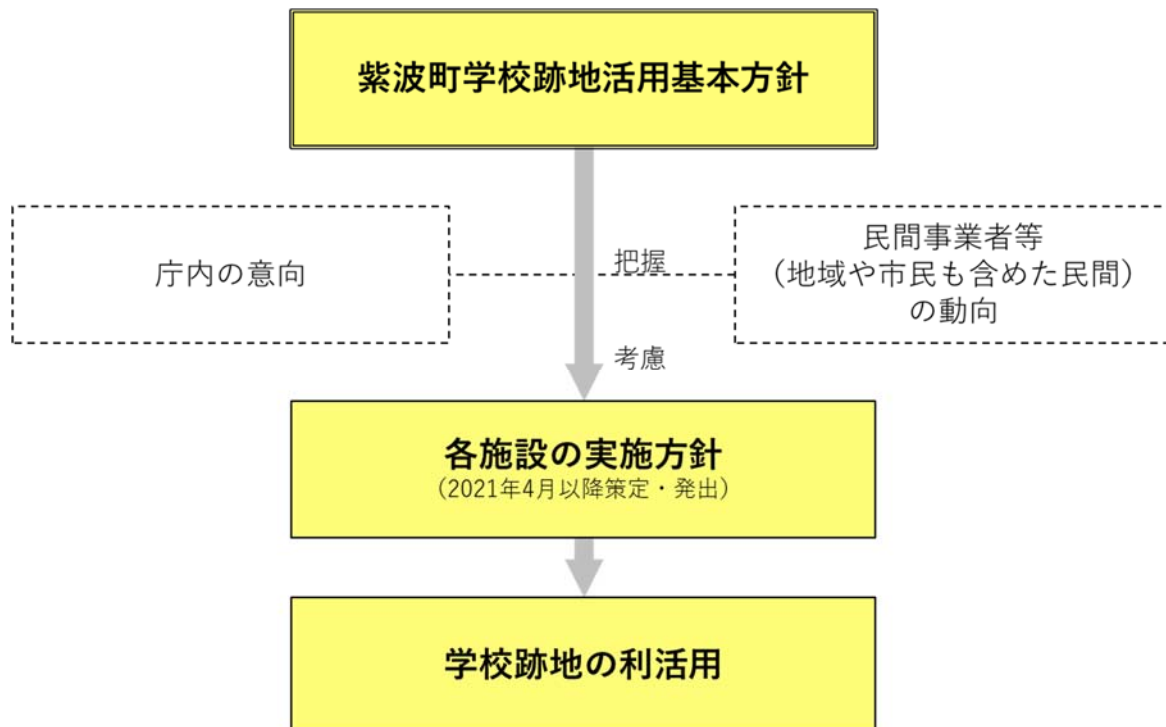
6-5 利活用の検討の進め方

利活用に向けては、今後地区ごとの地域特性やニーズを考慮した『実施方針』を策定し、本方針の「基本コンセプト」と施設ごとの『実施方針』を踏まえて活用を検討します。

地区ごとに地域特性やニーズの詳細が異なることから、「6-2 利活用の基本コンセプト」を踏まえた、民間事業者等の動向と、庁内の意向を把握しながら、今後、施設ごとの実施方針を策定します。

利活用に向けては、本方針と施設ごとの実施方針を踏まえて検討します。

なお、公立学校施設整備費補助金等を受けて取得等を行った財産を学校以外の方法により活用する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定により文部科学大臣の承認、補助金相当額の納付が必要となる場合や各種法令の制限がありますので、留意して進める必要があります。



図：利活用の進め方

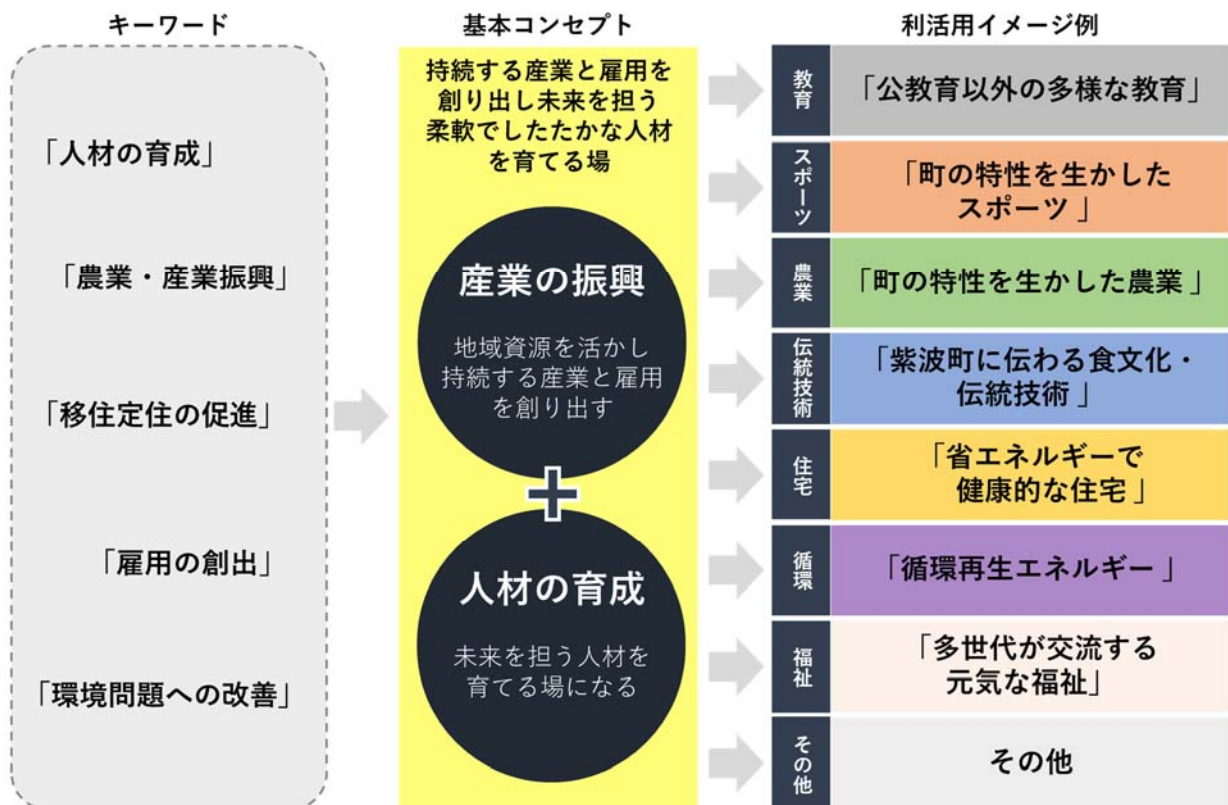
第7章 利活用のイメージ

7-1 利活用のイメージ例

利活用の基本コンセプトに基づき、利活用のイメージを例示します。

町の目指すまちづくりの将来像である「暮らし心地の良いまち」「環境と福祉のまち」の実現に向けて、「5-2 民間市場調査の結果」における民間事業者からのアイデア提案から導かれたキーワード等を踏まえた「6-2 利活用の基本コンセプト」に基づき、利活用のイメージの要素を例示します。

町の目指すまちづくりの将来像及び利活用の基本コンセプトに沿った空き校舎等の活用は、これらのイメージ例の複数を組み合わせた活用などが想定されますが、このイメージ例は今後民間事業者等からの具体的な活用提案を何ら制約するものではありません。



図：利活用のイメージ例

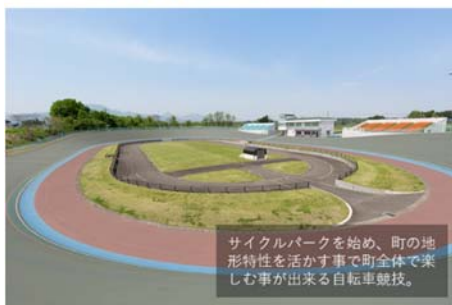
例1 「公教育以外の多様な教育」のイメージ



「公教育以外の多様な教育」

公教育の枠を超え、公教育では指導する事が難しい、社会に必要とされるスキル獲得を目的とした教育を実践する場。

例2 「町の特性を生かしたスポーツ」のイメージ



紫波中央駅前「オガール」©オガール

「町の特性を生かしたスポーツ」

町におけるスポーツとつながりの深い産業の振興や、スポーツを通じた心技体の育成の場

例3「町の特性を生かした農業」のイメージ



「町の特性を生かした農業」

町にとっての基幹産業であり、
この先も必要な産業である
「農業」。
オーガニックな食産業、グ
リーンツーリズム等の食農観
光など、新たな農業の振興、
農業を担う人材の育成。

例4「紫波町に伝わる食文化・伝統技術」のイメージ



「町に伝わる食文化・ 伝統技術」

町の伝統産業の一つである酒
造。生産から販売まで関連す
る産業を一気通貫で行うな
ど。
地域に伝わる発酵食品も含め
た研究・商品開発。
発酵のある暮らしの創造。

例5「省エネルギーで健康的な住宅」のイメージ



「省エネルギーで健康的な住宅」

高気密・高断熱の環境性能評価型集合住宅による健康と環境に配慮した住宅を設置。デザインも優れたものとし、自然環境や地域景観に配慮する。地域コミュニティへの関与など、常に成長を続ける豊かな生活を送る事のできる住宅地。

例6「循環再生エネルギー」のイメージ



「循環再生エネルギー」

町にある資源を有効に活用する事で、エネルギーもお金も町内循環させる。大手電力会社に任せっぱなしにせず、地元民間企業にてインフラを構築する。

例7「多世代と交流する元気な福祉」のイメージ



「多世代と交流する 元気な福祉」

子どもから高齢者まで多世代が交流する福祉施設。環境や文化、価値観の異なる多世代が、それぞれ自分の居場所と感じられ、自然に交流が生まれる場所となり、安心して暮らしていける施設。体操など高齢者も元気に暮らしていけるプログラム。

例8「その他」のイメージ



その他

分散した7つの空き校舎等による地域開発を、より有効なものにするための仕組みを導入。

- ・ 7つの空き校舎等や、各地域の拠点を巡回する交通システム
- ・ 中央部、オガールとの連携
- ・ 紫波町図書館との連携

資 料 編

資料 1 上位計画の概要・方針検討体制（第 1 章関係）

1 - 1 第三次紫波町総合計画

紫波町総合計画策定条例（平成 23 年条例第 11 号）に基づく計画で、総合的かつ計画的な調整の運営を図るために策定する、町の最高位の計画です。基本構想、基本計画及び実施計画からなっています。

（1）基本構想

① まちづくりの将来像 「暮らし心地の良いまち」

自然や農村空間と都市的なコンテンツとの調和がとれた環境の中で、町民をはじめ、町に関わる多様な人たちがお互いを尊重し、認め合い、支え合うことで、心豊かに暮らせる地域をつくり、町に暮らす誰もが町民であることに誇りを持ち、将来に希望を抱けるまちをつくっていきます。

そして、多くの人から、この町に「暮らしてみたい」、「暮らしてよかった」と思ってもらえる町を目指し、まちづくりの将来像を定めます。

② 計画期間 令和 2（2020）年度～令和 9（2027）年度

③ 関連内容 政策を実現するための行財政経営方針

限られた経営資源を生かし、より質の高い行政サービスを町民に提供していくとともに、自主財源の確保に努めながら財政の健全性に配慮し、持続可能な行政経営を進めます。

（2）前期基本計画

① 対象期間 令和 2（2020）年度～令和 5（2023）年度

② 関連内容

【施策】

町民ニーズを捉えたサービスの提供と、限られた経営資源を生かした持続可能な行政経営を行います

【施策目標】

町有財産の効果的な活用を進めます

【現状と課題】

- ・ 公共施設は老朽化が進んできており、今後大規模改修や修繕、更新など多額の費用が必要になると見込まれます。
- ・ 厳しい財政状況が今後も続く予想される中で、老朽化した公共施設を短期間で全て更新することは非常に難しい状況にあります。
- ・ 人口の減少と人口構成の変化が進むことで公共施設の利用ニーズが変化するため、施設の需要と供給のバランスの変化に応じた見直しを図っていくことが必要となってきます。

- ・町有財産の適正な維持・管理に加え、資産としての活用が求められています。

【施策の方針】

- ・町有財産の適切な管理と活用
- ・持続できる施設サービスの提供
- ・未利用財産の民間活用の推進
- ・公共施設等総合管理計画の策定、見直し

【主な活動主体】

町

【主な事業】

町有財産の効果的な活用を進めます

【まちづくり指標】

指標	基準値	目標値(R5)	目標値(R9)
未利用財産処分件数（累計）	7 件(H30)	35 件	63 件
未利用普通財産活用件数	40 件(H30)	45 件	50 件

1 - 2 紫波町都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法の第 18 条の 2 第 1 項に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として規定され、都市計画を有する市町村に策定が義務づけられています。

目指す都市の将来像を示すとともに、道路や公園など個別施設の都市計画の決定や変更の根拠となり、個別のまちづくり事業の指針となります。また、農業振興や社会教育、保健・福祉、防災など、都市計画との連携が必要な他の行政施策との配慮・調整すべき事項に関するガイドラインとなります。

- ① 対象期間 平成 25（2013）年度～令和 13（2033）年度
- ② 将来像 楽しく活力ある「環境と福祉のまち」
- ③ 対象ゾーン 田園ゾーン・フルーツ観光ゾーン

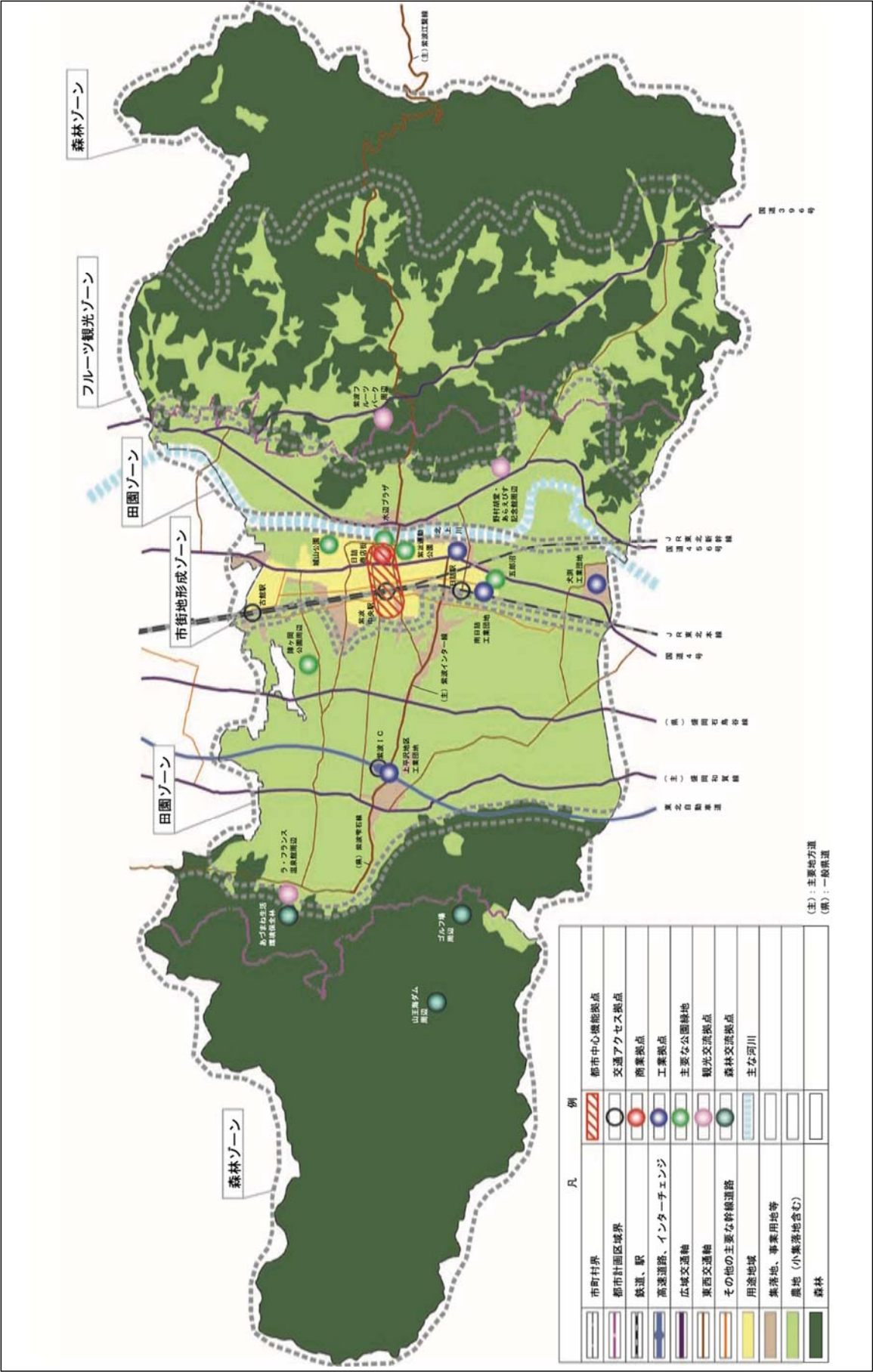
【田園ゾーン（抜粋）】

- ・市街地形成ゾーンの東西両側に位置する水田地帯は田園ゾーンとして集落や農地の保全を図り、美しい田園地帯の維持・形成を図ります。
- ・農地を保全し、農畜産物の安定供給と、土づくりを重視した循環型農業を推進します。
- ・集落地は、農業集落排水など周辺の自然環境の保全に配慮した生活環境整備を行います。東部地域や西部地域では、住民の生活に必要な店舗などの生活利便施設も立地することを許容します。西部地域の集落地においては散居集落の形態の保全を図ります。
- ・多数の歴史的自然的資源や保養・レクリエーション施設、観光施設、農産物産地直売施設があり、町内外から多くの人々が訪れていることから、これらを生かした観光交流を推進します。
- ・既存の低層住宅地は、住環境を維持しますが、今後の開発の拡大は抑制します。

【フルーツ観光ゾーン（抜粋）】

- ・ほとんどが都市計画区域外である北上川東側の丘陵地では、リンゴ、ブドウ、モモなどの果樹園が広がり、「フルーツの里」づくりが進められており、「フルーツの町紫波」を担う果樹園地帯として、今後も農地の保全を図ります。
- ・農産物産地直売施設や、農家レストラン、紫波フルーツパークなどの農村・都市交流施設があり、町内外から多くの人々が訪れていることから、これらの施設に加えて、地域の歴史や文化、里山の自然を生かした観光交流を推進します。

図：将来都市構造図



資-4

1-3 紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略

国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」や岩手県の「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」を勘案しつつ、紫波町人口ビジョンを踏まえ、5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

第三次総合計画との整合性に配慮しつつも、人口減少対策に特化したプロジェクト事業の推進を図るため総合計画とは別に策定したものです。

① 対象期間 令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

② 関連基本目標 「4 民の活力が湧き上がり時代に合った地域が生まれる」

民間と行政が連携し、お互いの役割を分担しながら官民で公益を担う公民連携によるまちづくりが一層進展しています。パブリックマインド（公共精神）を持った人材が発掘され、人口減少下にあっても、町内それぞれの地域においてそれぞれの地域に合ったヒト・モノ・カネの地域内循環が生み出され、地域経営課題が少しずつ解決されています。

③ 取り組み内容 「4-4-3 公共施設再編」、「4-4-4 遊休公有財産活用」

④ プロジェクト 「8 公有財産活用プロジェクト～民間活力の導入による公有財産の活用～」

未利用財産について、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）等の手法を用いて社会構造に適応した資産活用に民間活力の導入を図っていきます。

令和3年4月に2校、令和4年4月に5校の小学校が空き校舎となることから、行政財産としての活用を検討した上で、地域や民間による活用を推進します。

〔イメージ〕 「3 7つの小学校の空き校舎の活用」

行政財産、地域資源、民間の3つの視点で活用を検討

⑤ 重要業績評価指標（KPI）

【未利用財産処分件数 35件（策定時 H27～R1：58件）】

目標	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	累計
	7件	7件	7件	7件	7件	35件

【未利用普通財産活用累計件数 7件（策定時 R1：2件）】

目標	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	3件	4件	5件	6件	7件

1－4 学校跡地等活用推進協議会

- ・第1回（令和2年11月20日開催）

出席者 24名

協議内容 経過報告、活用のキーワード、今後の進め方について

- ・第2回（令和3年1月19日開催）

出席者 24名

協議内容 紫波町学校跡地活用基本方針（素案）について

- ・第3回（令和3年3月10日開催）

出席者 23名

協議内容 紫波町学校跡地活用基本方針（案）について

(設置)

第1 学校再編により遊休化する学校の校舎、附属施設及びその敷地（以下「学校跡地等」という。）に関し、その利活用方針の策定の検討を行うとともに、利活用の推進を図るため、紫波町学校跡地等活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校跡地等の活用方針の策定に関すること。
- (2) 学校跡地等の活用に関する情報の交換に関すること。
- (3) その他学校跡地等の活用の推進に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、有識者、公募により選定した者及び町の職員で構成する。

2 委員のうち有識者については、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 産業界及び金融機関に所属する者
- (2) 地域づくり及びリノベーションまちづくり（遊休化した不動産に大規模な改修等を加え、用途を変更し、付加価値を与えることによるまちづくりを行うことをいう。）に関する識見を有する者

(3) 町長が必要と認める者

3 町の職員は、副町長及び職員のうちから町長が指名する者とする。

(任期)

第4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員のため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、資産経営課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

紫波町学校跡地等活用推進協議会委員名簿

役職	氏名	所属	摘要
委員	岩崎 勉	(株)岩手銀行紫波支店 (紫波町金融団代表) 支店長	1号 金融
委員	岩崎 久哉	(株)グランプラス 代表取締役	1号 産業(不動産)
委員	近藤 英一	(福)紫波町社会福祉協議会 会長	1号 産業(福祉)
委員	玉山 幸男	岩手中央農業協同組合 代表理事専務	1号 産業(農業)
委員	菅原 和博	(一社)紫波町農林公社 森林循環アドバイザー	1号 産業(農林業)
委員	橘 富雄	紫波町商工会 会長	1号 産業(商工業)
委員	渡邊 暢也	紫波町商工会青年部 副部長	1号 産業(商工業)
委員	高橋 栄悦	(一社)紫波町観光交流協会 会長	1号 産業(観光)
委員	高橋 和久	紫波町農村青年クラブ(4Hクラブ) 代表理事専務	1号 産業(農業)
委員	高橋 幸子	佐比内産地形成促進施設組合 組合長	1号 産業(農業)
委員	工藤 睦夫	紫波町東部地区小中一貫校開校準備委員会 委員長	2号 地域づくり
委員	中村 利隆	紫波町西部地区小中一貫校開校準備委員会 委員長	2号 地域づくり
会長	北原 啓司	弘前大学大学院地域社会研究科 研究科長	2号 まちづくり
委員	菊地 圭二	特定非営利活動法人 紫波 ing 理事	2号 地域づくり
委員	小川 哲男	(一財)紫波町体育協会 会長	2号 地域づくり
委員	鷹薮 武寿	紫波町スポーツ少年団本部 本部長	2号 地域づくり
委員	藤根 弘枝	総合型スポーツクラブ 紫波ウイング クラブマネージャー	公募委員
委員	阿部 城美		公募委員
委員	畠山 秀兒	古館産直組合	公募委員
委員	藤原 博視	紫波町 副町長	町職員
委員	羽生 広則	紫波町 生活部長	町職員
委員	阿部 薫之	紫波町 産業部長	町職員
委員	高橋 堅	紫波町 企画総務部長	町職員
委員	八重嶋 靖	紫波町 教育部長	町職員

(順不同、敬称略、所属は委嘱時)

資料2 各施設概要（第2章関係）

2-1 水分小学校

所在地	紫波町吉水字小深田 184 番地
敷地面積	14,244 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
床面積	1,650 m ²
建築年	昭和 53 年 9 月
耐 震	診断実施済み／平成 24 年補強済み
屋外運動場面積	7,725 m ²
都市計画区域等	都市計画区域内（区域区分なし） 指定容積率 200%／建ぺい率 70%
交通アクセス	東北自動車道 紫波 I C から約 2.6 k m 東北本線 古館駅から約 5.4 k m
上下水道	町水道／農業集落排水

附属施設

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
体育館	昭和 57 年 12 月	鉄骨造平屋建て	708 m ²	
プール専用付属室	昭和 44 年 8 月	木造平屋建て	5 m ²	
プール専用付属室	昭和 48 年 7 月	木造平屋建て	36 m ²	
物置	昭和 53 年 11 月	鉄骨造平屋建て	60 m ²	
物置	昭和 53 年 12 月	鉄骨造平屋建て	10 m ²	
開放用便所	昭和 63 年 9 月	木造平屋建て	4 m ²	
プール	昭和 36 年	コンクリート (シート防水)	275 m ²	

※体育館の屋根面を貸与しており、太陽光発電システム 65.4kw が設置されています。
(協定期間令和 17 年 3 月 31 日まで)



2-2 片寄小学校

所在地	紫波町片寄字野崎 95 番地 7
敷地面積	15,875 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
床面積	1,256 m ²
建築年	昭和 41 年 12 月
耐 震	診断実施済み／平成 21 年補強済み
屋外運動場面積	6,709 m ²
都市計画区域等	都市計画区域内（区域区分なし） 指定容積率 200％／建ぺい率 70％
交通アクセス	東北自動車道 紫波 I C から約 3.6 k m 東北本線 日詰駅から約 5.2 k m
上下水道	町水道／農業集落排水

附属施設

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
体育館	昭和 56 年 3 月	鉄骨造平屋建て	708 m ²	耐震診断済
家庭科室	昭和 35 年 9 月	木造平屋建て	66 m ²	校舎と一体
物置	昭和 41 年 12 月	鉄骨造平屋建て	32 m ²	
物置	昭和 54 年 7 月	鉄骨造平屋建て	10 m ²	
廊下	昭和 56 年 12 月	木造平屋建て	10 m ²	渡り廊下
物置	昭和 62 年 1 月	木造平屋建て	123 m ²	
便所	平成 13 年 3 月	木造平屋建て	26 m ²	校舎と一体
プール専用付属室	平成 17 年 3 月	木造平屋建て	62 m ²	
プール	平成 16 年	ステンレス (無塗装)	300 m ²	



2 - 3 彦部小学校

所在地	紫波町彦部字暮坪 165 番地 5
敷地面積	18,831 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
床面積	1,925 m ²
建築年	昭和 62 年 2 月
耐 震	—
屋外運動場面積	6,755 m ²
都市計画区域等	都市計画区域内（区域区分なし） 指定容積率 200%／建ぺい率 70%
交通アクセス	東北自動車道 紫波 I C から約 8.1 k m 東北本線 日詰駅から約 3.4 k m
上下水道	町水道／農業集落排水

附属施設

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
体育館	昭和 62 年 2 月	鉄筋 Co 造平屋建て	729 m ²	
プール専用付属室	昭和 56 年 7 月	木造平屋建て	54 m ²	
物置	昭和 38 年 3 月	木造平屋建て	49 m ²	
プール	昭和 56 年	ステンレス（塗装）	275 m ²	

※体育館の屋根面を貸与しており、太陽光発電システム 49.1kw が設置されています。

（協定期間令和 17 年 3 月 31 日まで）



2 - 4 星山小学校

所在地	紫波町星山字樋口 80 番地
敷地面積	7,441 m ²
構 造	木造 2 階建て
床面積	1,495 m ²
建築年	平成 19 年 2 月
耐 震	—
屋外運動場面積	2,988 m ²
都市計画区域等	都市計画区域内（区域区分なし） 指定容積率 200%/建ぺい率 70%
交通アクセス	東北自動車道 紫波 I C から約 6.2 k m 東北本線 紫波中央駅から約 2.7 k m
上下水道	町水道/合併浄化槽

附属施設

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
体育館	昭和 51 年 12 月	鉄骨造平屋建て	560 m ²	耐震診断済
プール専用付属室	昭和 55 年 7 月	木造平屋建て	54 m ²	
廊下	平成 19 年 2 月	鉄骨造平屋建て	10 m ²	渡り廊下
プール	昭和 55 年	ステンレス（塗装）	275 m ²	

※校舎の屋根面を貸与しており、太陽光発電システム 39.2kw が設置されています。

（協定期間令和 17 年 3 月 31 日まで）

※紫波町防災マップにおいて、洪水浸水の想定浸水深が 0.5m～3.0m未満の区域とされています。「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」の施行により、浸水想定区域の要配慮者利用施設として利用する場合、その管理者等は避難確保計画の作成・避難訓練の実施が必要となります。



2 - 5 佐比内小学校

所在地	紫波町佐比内字芳沢 1 番地 7
敷地面積	16,766 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
床面積	1,897 m ²
建築年	昭和 63 年 3 月
耐 震	—
屋外運動場面積	9,720 m ²
都市計画区域等	都市計画区域外
交通アクセス	東北自動車道 紫波 I C から約 14.8 k m 東北本線 日詰駅から約 10.1 k m
上下水道	町水道／合併浄化槽

附属施設

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
体育館	昭和 53 年 12 月	鉄骨造平屋建て	560 m ²	診断/補強済
物置	平成 2 年 3 月	鉄骨造平屋建て	32 m ²	体育館と一体
プール専用付属室	昭和 47 年 7 月	木造平屋建て	7 m ²	
開放用便所	昭和 54 年 7 月	鉄骨造平屋建て	5 m ²	
クラブハウス	昭和 63 年 3 月	鉄筋 Co 造平屋建て	89 m ²	校舎と一体
廊下	昭和 63 年 3 月	鉄骨造平屋建て	33 m ²	渡り廊下
プール専用付属室	昭和 63 年 7 月	鉄骨造平屋建て	27 m ²	
プール	昭和 47 年	コンクリート (塗装)	275 m ²	

※校舎の屋根面を貸与しており、太陽光発電システム 73.6kw が設置されています。

(協定期間令和 17 年 3 月 31 日まで)



2 - 6 赤沢小学校

所在地	紫波町遠山字中松原 71 番地 1
敷地面積	15,304 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
床面積	1,988 m ²
建築年	平成 10 年 3 月
耐 震	—
屋外運動場面積	7,440 m ²
都市計画区域等	都市計画区域外
交通アクセス	東北自動車道 紫波 I C から約 9.5 k m 東北本線 紫波中央駅から約 5.9 k m
上下水道	町水道／合併浄化槽

附属施設

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
プール専用付属室	昭和 48 年 7 月	木造平屋建て	12 m ²	
プール専用付属室	昭和 48 年 7 月	木造平屋建て	37 m ²	
体育館	昭和 60 年 12 月	鉄骨造平屋建て	720 m ²	
開放用便所	昭和 60 年 12 月	木造平屋建て	4 m ²	
廊下	平成 10 年 3 月	鉄骨造平屋建て	19 m ²	渡り廊下
プール専用付属室	平成 11 年 6 月	鉄骨造平屋建て	27 m ²	
スクールバス車庫	平成 13 年 3 月	木造平屋建て	41 m ²	
プール	昭和 48 年	コンクリート (塗装)	275 m ²	



2 - 7 長岡小学校

所在地	紫波町東長岡字竹洞 43 番地
敷地面積	15,183 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
床面積	1,787 m ²
建築年	昭和 59 年 1 月
耐 震	—
屋外運動場面積	9,798 m ²
都市計画区域等	都市計画区域内（区域区分なし） 指定容積率 200%／建ぺい率 70%
交通アクセス	東北自動車道 紫波 I C から約 10.2 k m 東北本線 古館駅から約 6.2 k m
上下水道	町水道／農業集落排水

附属施設

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
プール専用付属室	昭和 52 年 7 月	木造平屋建て	54 m ²	
体育館	平成 24 年 3 月	木造平屋建て	608 m ²	
プール	昭和 52 年	アルミ（塗装）	275 m ²	

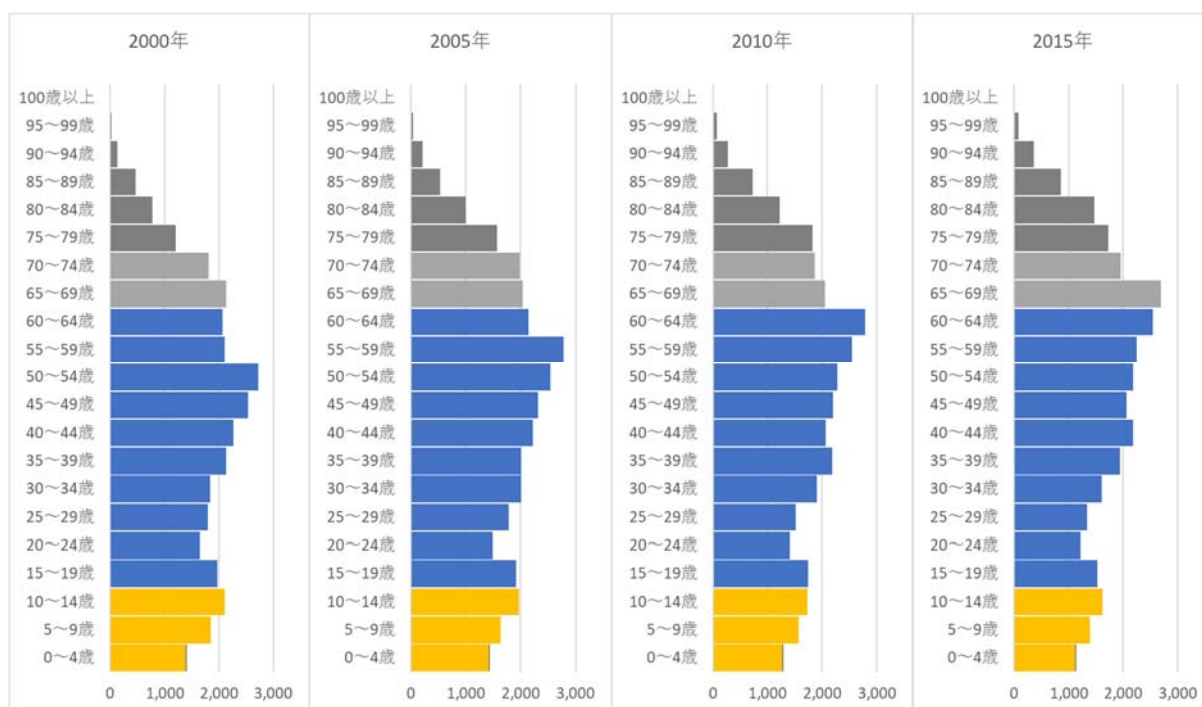


資料3 各種統計資料（第3章関係）

3-1 人口動向

	1995年	2000年			2005年				2010年				2015年		
	総数	総数	対前期増減		総数	対前期増減			総数	対前期増減			総数	対前期増減	
総数（15歳以上）	31,298	33,038	1,740 5.6%		33,692	654 2.0%			33,288	-404 -1.2%			32,614	-674 -2.0%	
0～4歳	1,476	1,394	-82 -5.6%		1,420	26 1.9%			1,277	-143 -10.1%			1,120	-157 -12.3%	
5～9歳	1,893	1,854	-39 -2.1%		1,637	-217 -11.7%			1,565	-72 -4.4%			1,395	-170 -10.9%	
10～14歳	2,112	2,109	-3 -0.1%		1,970	-139 -6.6%			1,735	-235 -11.9%			1,626	-109 -6.3%	
15～19歳	2,093	1,976	-117 -5.6%		1,920	-56 -2.8%			1,743	-177 -9.2%			1,528	-215 -12.3%	
20～24歳	1,580	1,647	67 4.2%		1,490	-157 -9.5%			1,413	-77 -5.2%			1,214	-199 -14.1%	
25～29歳	1,501	1,803	302 20.1%		1,778	-25 -1.4%			1,522	-256 -14.4%			1,339	-183 -12.0%	
30～34歳	1,738	1,842	104 6.0%		2,008	166 9.0%			1,901	-107 -5.3%			1,605	-296 -15.6%	
35～39歳	2,064	2,132	68 3.3%		2,006	-126 -5.9%			2,191	185 9.2%			1,944	-247 -11.3%	
40～44歳	2,447	2,266	-181 -7.4%		2,220	-46 -2.0%			2,069	-151 -6.8%			2,189	120 5.8%	
45～49歳	2,657	2,536	-121 -4.6%		2,318	-218 -8.6%			2,200	-118 -5.1%			2,057	-143 -6.5%	
50～54歳	2,038	2,726	688 33.8%		2,540	-186 -6.8%			2,278	-262 -10.3%			2,188	-90 -4.0%	
55～59歳	2,060	2,107	47 2.3%		2,782	675 32.0%			2,546	-236 -8.5%			2,254	-292 -11.5%	
60～64歳	2,173	2,069	-104 -4.8%		2,141	72 3.5%			2,786	645 30.1%			2,548	-238 -8.5%	
65～69歳	1,963	2,135	172 8.8%		2,037	-98 -4.6%			2,059	22 1.1%			2,693	634 30.8%	
70～74歳	1,404	1,809	405 28.8%		1,987	178 9.8%			1,868	-119 -6.0%			1,958	90 4.8%	
75～79歳	1,011	1,212	201 19.9%		1,569	357 29.5%			1,821	252 16.1%			1,723	-98 -5.4%	
80～84歳	686	783	97 14.1%		1,003	220 28.1%			1,229	226 22.5%			1,477	248 20.2%	
85～89歳	288	468	180 62.5%		531	63 13.5%			723	192 36.2%			863	140 19.4%	
90～94歳	98	138	40 40.8%		216	78 56.5%			273	57 26.4%			356	83 30.4%	
95～99歳	16	30	14 87.5%		39	9 30.0%			77	38 97.4%			76	-1 -1.3%	
100歳以上	0	2	2		2	0 0.0%			2	0 0.0%			13	11 550.0%	
不詳	0	0			78				10				448		

表：人口の推移（年齢区分別）



図：人口の推移（年齢区分別）

出典：国勢調査

	1995年	2000年			2005年			2010年			2015年		
	総数	総数	対前期増減		総数	対前期増減		総数	対前期増減		総数	対前期増減	
総数（15歳以上）	31,298	33,038	1,740	5.6%	33,692	654	2.0%	33,288	-404	-1.2%	32,614	-674	-2.0%
日詰	4,531	5,080	549	12.1%	5,682	602	11.9%	6,118	436	7.7%	6,261	143	2.3%
古館	6,866	8,330	1,464	21.3%	8,512	182	2.2%	8,396	-116	-1.4%	8,535	139	1.7%
水分	2,373	2,168	-205	-8.6%	2,145	-23	-1.1%	1,979	-166	-7.7%	1,835	-144	-7.3%
志和	4,586	4,409	-177	-3.9%	4,208	-201	-4.6%	3,939	-269	-6.4%	3,691	-248	-6.3%
赤石	5,895	6,243	348	5.9%	6,762	519	8.3%	6,813	51	0.8%	6,851	38	0.6%
彦部	2,251	2,288	37	1.6%	2,126	-162	-7.1%	2,040	-86	-4.0%	1,851	-189	-9.3%
佐比内	1,383	1,266	-117	-8.5%	1,178	-88	-7.0%	1,085	-93	-7.9%	988	-97	-8.9%
赤沢	1,637	1,534	-103	-6.3%	1,429	-105	-6.8%	1,316	-113	-7.9%	1,181	-135	-10.3%
長岡	1,776	1,720	-56	-3.2%	1,650	-70	-4.1%	1,602	-48	-2.9%	1,421	-181	-11.3%

表：人口の推移（地区別）



図：人口の推移（地区別）

出典：国勢調査

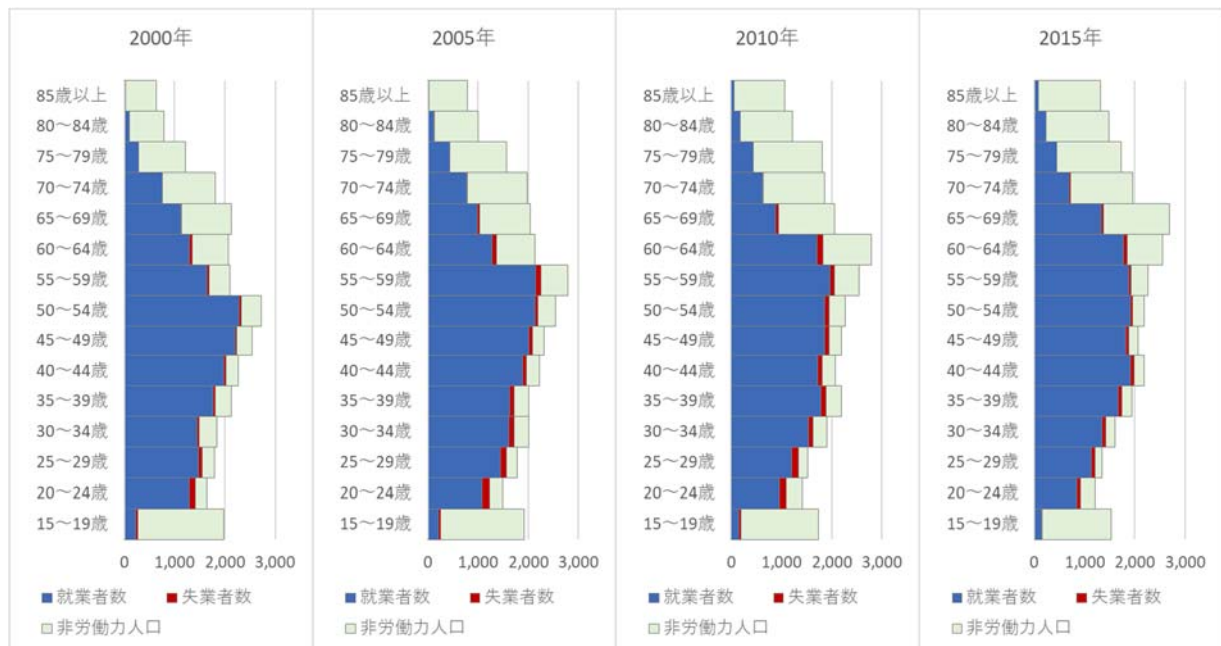
3-2 就業人口動向

単位：[人]

	2000年			2005年			2010年			2015年		
	総数	労働力人口	就業者数	総数	労働力人口	就業者数	総数	労働力人口	就業者数	総数	労働力人口	就業者数
総数（15歳以上年齢）	27,681	18,474	17,922	28,587	18,808	17,828	28,701	18,075	16,971	28,025	17,891	17,209
15～19歳	1,976	270	231	1,920	263	216	1,743	194	156	1,528	154	137
20～24歳	1,647	1,407	1,292	1,490	1,234	1,078	1,413	1,103	966	1,214	917	838
25～29歳	1,803	1,551	1,479	1,778	1,572	1,444	1,522	1,336	1,208	1,339	1,211	1,134
30～34歳	1,842	1,496	1,448	2,008	1,722	1,610	1,901	1,635	1,536	1,605	1,422	1,345
35～39歳	2,132	1,810	1,761	2,006	1,715	1,637	2,191	1,893	1,784	1,944	1,737	1,668
40～44歳	2,266	2,020	1,982	2,220	1,965	1,883	2,069	1,823	1,725	2,189	1,989	1,915
45～49歳	2,536	2,242	2,205	2,318	2,085	2,016	2,200	1,957	1,857	2,057	1,876	1,818
50～54歳	2,726	2,324	2,276	2,540	2,197	2,135	2,278	1,960	1,869	2,188	1,953	1,906
55～59歳	2,107	1,682	1,649	2,782	2,261	2,155	2,546	2,066	1,964	2,254	1,926	1,883
60～64歳	2,069	1,347	1,297	2,141	1,377	1,285	2,786	1,824	1,714	2,548	1,845	1,780
65～69歳	2,135	1,146	1,132	2,037	1,035	997	2,059	942	885	2,693	1,380	1,329
70～74歳	1,809	759	753	1,987	785	776	1,868	648	621	1,958	714	698
75～79歳	1,212	291	290	1,569	434	434	1,821	448	444	1,723	451	443
80～84歳	783	102	100	1,003	130	129	1,229	183	181	1,477	236	236
85歳以上	638	27	27	788	33	33	1,075	63	61	1,308	80	79

65歳以上	6,577 23.8%	2,325 12.6%	2,302 12.8%	7,384 25.8%	2,417 12.9%	2,369 13.3%	8,052 28.1%	2,284 12.6%	2,192 12.9%	9,159 32.7%	2,861 16.0%	2,785 16.2%
75歳以上	2,633 9.5%	420 2.3%	417 2.3%	3,360 11.8%	597 3.2%	596 3.3%	4,125 14.4%	694 3.8%	686 4.0%	4,508 16.1%	767 4.3%	758 4.4%

表：就業者数（年齢区分別）



図：就業者数（年齢区分別）

出典：国勢調査

	1995年	2000年		2005年		2010年	2015年
総数(人)	17,315	17,922	総数(人)	17,828	総数(人)	16,971	17,209
一次	3,950	3,335	一次	3,146	一次	2,583	2,523
二次	4,602	4,473	二次	3,797	二次	3,346	3,439
三次	8,763	10,114	三次	10,885	三次	11,042	11,247

A 農業	3,924	3,319	A 農業	3,131	A 農業, 林業	2,581	2,520
B 林業	20	15	B 林業	13			
C 漁業	6	1	C 漁業	2	B 漁業	2	3
D 鉱業	18	23	D 鉱業	13	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	14	12
E 建設業	1,738	1,749	E 建設業	1,507	D 建設業	1,251	1,397
F 製造業	2,846	2,701	F 製造業	2,277	E 製造業	2,081	2,030
G 電気・ガス・熱供給・水道業	74	72	G 電気・ガス・熱供給・水道業	96	F 電気・ガス・熱供給・水道業	87	97
			H 情報通信業	209	G 情報通信業	178	193
H 運輸・通信業	967	1,111	I 運輸業	1,168	H 運輸業, 郵便業	1,176	1,211
I 卸売・小売業, 飲食店	3,199	3,563	J 卸売・小売業	3,343	I 卸売業, 小売業	3,024	2,879
J 金融・保険業	340	353	K 金融・保険業	396	J 金融業, 保険業	350	317
K 不動産業	38	49	L 不動産業	58	K 不動産業, 物品賃貸業	161	189
					L 学術研究, 専門・技術サービス業	312	343
			M 飲食店, 宿泊業	626	M 宿泊業, 飲食サービス業	662	647
					N 生活関連サービス業, 娯楽業	645	601
			N 医療, 福祉	1,469	O 教育, 学習支援業	651	670
			O 教育, 学習支援業	622	P 医療, 福祉	1,733	2,082
			P 複合サービス事業	386	Q 複合サービス事業	253	332
			Q サービス業	1,867	R サービス業 (他に分類されないもの)	872	1,018
L サービス業	3,582	4,328	R 公務(他に分類されないもの)	632	S 公務 (他に分類されるものを除く)	596	634
M 公務(他に分類されないもの)	544	620	S 分類不能の産業	13	T 分類不能の産業	342	34
N 分類不能の産業	19	18					

表：就業者数（産業分類別・15歳以上）

	1995年	2000年		2005年		2010年	2015年
総数(人)	17,315	17,922	総数(人)	17,828	総数(人)	16,971	17,209
一次	22.8%	18.6%	一次	17.6%	一次	15.2%	14.7%
二次	26.6%	25.0%	二次	21.3%	二次	19.7%	20.0%
三次	50.6%	56.4%	三次	61.1%	三次	65.1%	65.4%

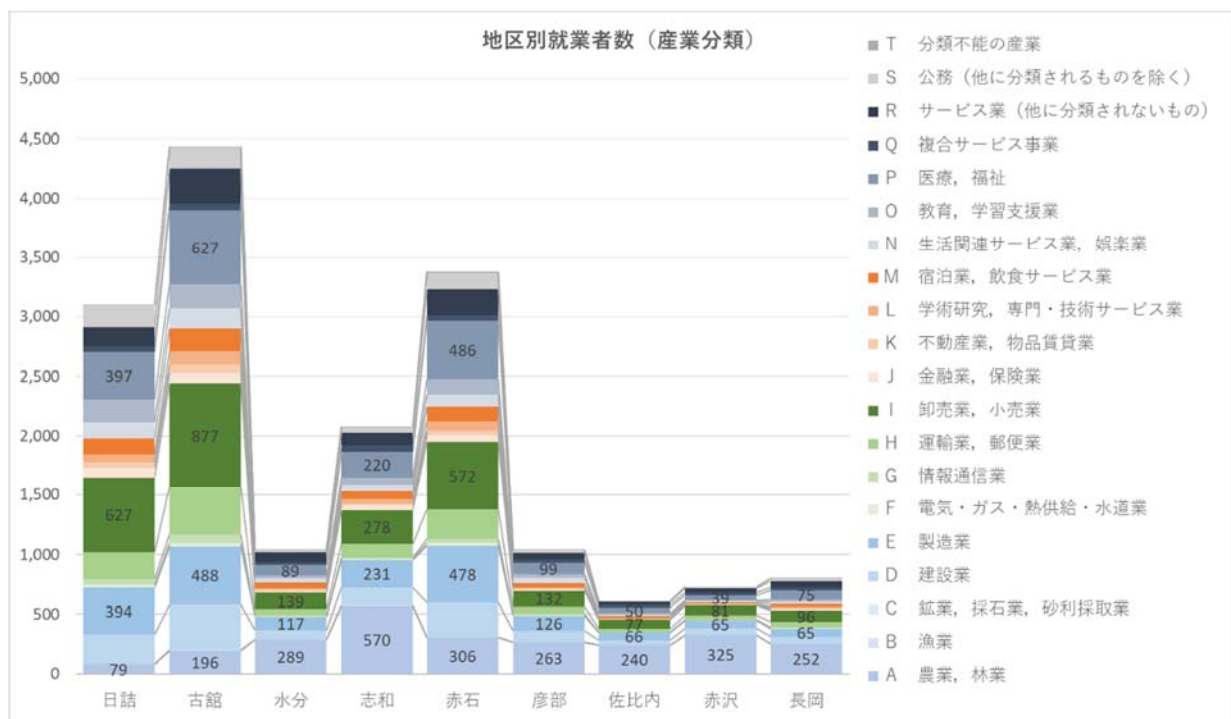
A 農業	22.7%	18.5%	A 農業	17.6%	A 農業, 林業	15.2%	14.6%
B 林業	0.1%	0.1%	B 林業	0.1%			
C 漁業	0.0%	0.0%	C 漁業	0.0%	B 漁業	0.0%	0.0%
D 鉱業	0.1%	0.1%	D 鉱業	0.1%	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.1%	0.1%
E 建設業	10.0%	9.8%	E 建設業	8.5%	D 建設業	7.4%	8.1%
F 製造業	16.4%	15.1%	F 製造業	12.8%	E 製造業	12.3%	11.8%
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.4%	0.4%	G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.5%	F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.5%	0.6%
			H 情報通信業	1.2%	G 情報通信業	1.0%	1.1%
H 運輸・通信業	5.6%	6.2%	I 運輸業	6.6%	H 運輸業, 郵便業	6.9%	7.0%
I 卸売・小売業, 飲食店	18.5%	19.9%	J 卸売・小売業	18.8%	I 卸売業, 小売業	17.8%	16.7%
J 金融・保険業	2.0%	2.0%	K 金融・保険業	2.2%	J 金融業, 保険業	2.1%	1.8%
K 不動産業	0.2%	0.3%	L 不動産業	0.3%	K 不動産業, 物品賃貸業	0.9%	1.1%
					L 学術研究, 専門・技術サービス業	1.8%	2.0%
			M 飲食店, 宿泊業	3.5%	M 宿泊業, 飲食サービス業	3.9%	3.8%
					N 生活関連サービス業, 娯楽業	3.8%	3.5%
			N 医療, 福祉	8.2%	O 教育, 学習支援業	3.8%	3.9%
			O 教育, 学習支援業	3.5%	P 医療, 福祉	10.2%	12.1%
			P 複合サービス事業	2.2%	Q 複合サービス事業	1.5%	1.9%
			Q サービス業	10.5%	R サービス業 (他に分類されないもの)	5.1%	5.9%
L サービス業	20.7%	24.1%	R 公務(他に分類されないもの)	3.5%	S 公務 (他に分類されるものを除く)	3.5%	3.7%
M 公務(他に分類されないもの)	3.1%	3.5%	S 分類不能の産業	0.1%	T 分類不能の産業	2.0%	0.2%
N 分類不能の産業	0.1%	0.1%					

表：就業者構成比（産業分類別・15歳以上）

出典：国勢調査

	日詰	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡	総数
総数(人)	3,100	4,435	1,041	2,081	3,378	1,036	611	728	799	17,209
一次	79	197	289	570	308	263	240	325	252	2,523
二次	645	872	191	385	765	224	108	124	125	3,439
三次	2,376	3,366	561	1,126	2,305	549	263	279	422	11,247
A 農業、林業	79	196	289	570	306	263	240	325	252	2,520
B 漁業	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3	2	2	2	0	0	0	1	2	12
D 建設業	248	382	72	152	287	98	42	58	58	1,397
E 製造業	394	488	117	231	478	126	66	65	65	2,030
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19	29	3	8	23	6	1	2	6	97
G 情報通信業	53	68	6	7	37	10	0	3	9	193
H 運輸業、郵便業	224	398	52	122	244	60	31	37	43	1,211
I 卸売業、小売業	627	877	139	278	572	132	77	81	96	2,879
J 金融業、保険業	84	92	11	38	59	10	3	6	14	317
K 不動産業、物品賃貸業	47	65	11	13	35	3	3	5	7	189
L 学術研究、専門・技術サービス業	67	109	15	43	79	16	4	1	9	343
M 宿泊業、飲食サービス業	132	195	46	63	126	32	20	11	22	647
N 生活関連サービス業、娯楽業	141	169	36	60	100	49	11	14	21	601
O 教育、学習支援業	188	202	21	63	129	28	10	9	20	670
P 医療、福祉	397	627	89	220	486	99	50	39	75	2,082
Q 複合サービス事業	51	58	28	48	51	29	19	23	25	332
R サービス業（他に分類されないもの）	155	295	80	110	219	49	24	37	49	1,018
S 公務（他に分類されるものを除く）	184	175	22	49	133	25	10	11	25	634
T 分類不能の産業	7	7	2	4	12	1	0	0	1	34

表：就業者数（産業分類別・15歳以上・地区別 2015年）

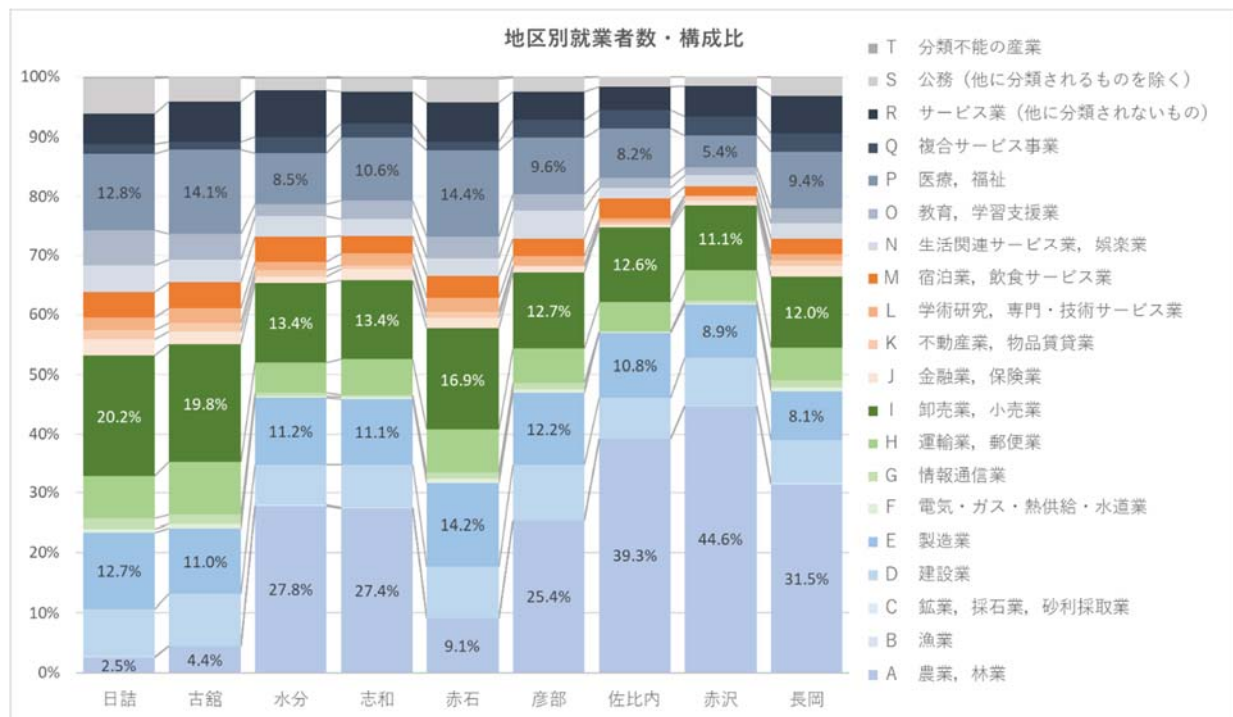


図：就業者数（産業分類別・15歳以上・地区別 2015年）

出典：国勢調査

	日詰	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡	総数
総数(人)	3,100	4,435	1,041	2,081	3,378	1,036	611	728	799	17,209
一次	2.5%	4.4%	27.8%	27.4%	9.1%	25.4%	39.3%	44.6%	31.5%	14.7%
二次	20.8%	19.7%	18.3%	18.5%	22.6%	21.6%	17.7%	17.0%	15.6%	20.0%
三次	76.6%	75.9%	53.9%	54.1%	68.2%	53.0%	43.0%	38.3%	52.8%	65.4%
A 農業、林業	2.5%	4.4%	27.8%	27.4%	9.1%	25.4%	39.3%	44.6%	31.5%	14.6%
B 漁業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%
D 建設業	8.0%	8.6%	6.9%	7.3%	8.5%	9.5%	6.9%	8.0%	7.3%	8.1%
E 製造業	12.7%	11.0%	11.2%	11.1%	14.2%	12.2%	10.8%	8.9%	8.1%	11.8%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.6%	0.7%	0.3%	0.4%	0.7%	0.6%	0.2%	0.3%	0.8%	0.6%
G 情報通信業	1.7%	1.5%	0.6%	0.3%	1.1%	1.0%	0.0%	0.4%	1.1%	1.1%
H 運輸業、郵便業	7.2%	9.0%	5.0%	5.9%	7.2%	5.8%	5.1%	5.1%	5.4%	7.0%
I 卸売業、小売業	20.2%	19.8%	13.4%	13.4%	16.9%	12.7%	12.6%	11.1%	12.0%	16.7%
J 金融業、保険業	2.7%	2.1%	1.1%	1.8%	1.7%	1.0%	0.5%	0.8%	1.8%	1.8%
K 不動産業、物品賃貸業	1.5%	1.5%	1.1%	0.6%	1.0%	0.3%	0.5%	0.7%	0.9%	1.1%
L 学術研究、専門・技術サービス業	2.2%	2.5%	1.4%	2.1%	2.3%	1.5%	0.7%	0.1%	1.1%	2.0%
M 宿泊業、飲食サービス業	4.3%	4.4%	4.4%	3.0%	3.7%	3.1%	3.3%	1.5%	2.8%	3.8%
N 生活関連サービス業、娯楽業	4.5%	3.8%	3.5%	2.9%	3.0%	4.7%	1.8%	1.9%	2.6%	3.5%
O 教育、学習支援業	6.1%	4.6%	2.0%	3.0%	3.8%	2.7%	1.6%	1.2%	2.5%	3.9%
P 医療、福祉	12.8%	14.1%	8.5%	10.6%	14.4%	9.6%	8.2%	5.4%	9.4%	12.1%
Q 複合サービス事業	1.6%	1.3%	2.7%	2.3%	1.5%	2.8%	3.1%	3.2%	3.1%	1.9%
R サービス業（他に分類されないもの）	5.0%	6.7%	7.7%	5.3%	6.5%	4.7%	3.9%	5.1%	6.1%	5.9%
S 公務（他に分類されるものを除く）	5.9%	3.9%	2.1%	2.4%	3.9%	2.4%	1.6%	1.5%	3.1%	3.7%
T 分類不能の産業	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%

表：就業者構成比（産業分類別・15歳以上・地区別 2015年）



図：就業者構成比（産業分類別・15歳以上・地区別 2015年）

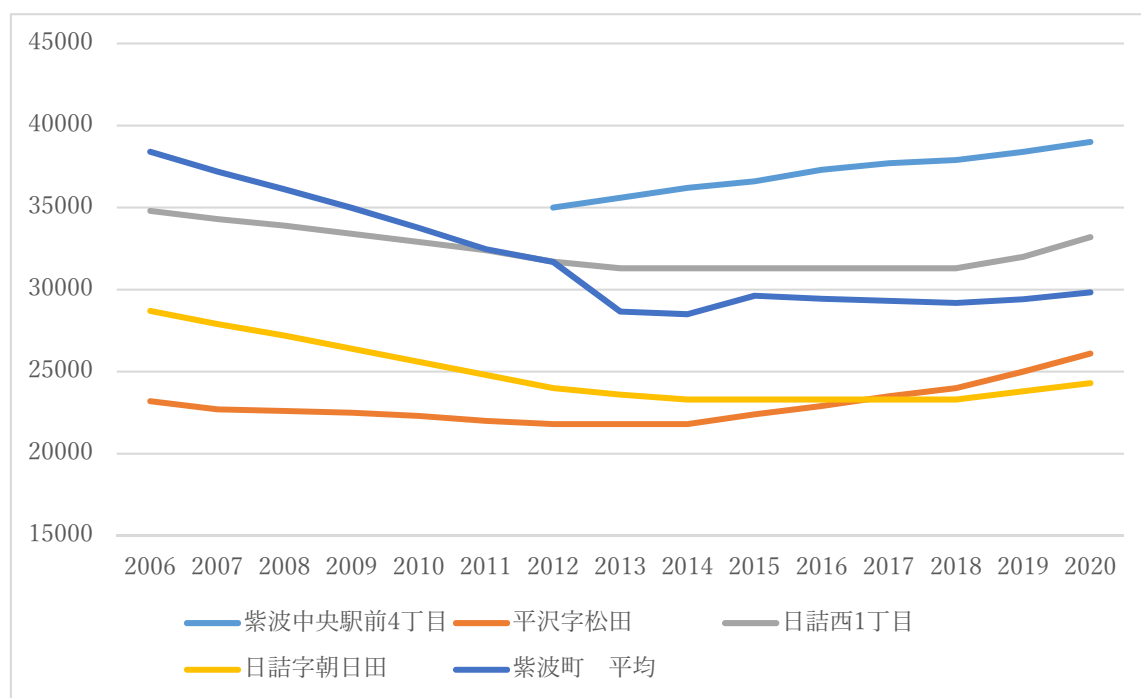
出典：国勢調査

3-3 地価動向

単位：[円/㎡]

[年]	紫波中央駅前 4丁目 基準地価	平沢字 松田 公示地価	日詰西 1丁目 基準地価	日詰字 朝日田 基準地価	紫波町 公示・基準地価平均
2006	—	23,200	34,800	28,700	38,400
2007	—	22,700	34,300	27,900	37,183
2008	—	22,600	33,900	27,200	36,116
2009	—	22,500	33,400	26,400	34,983
2010	—	22,300	32,900	25,600	33,766
2011	—	22,000	32,400	24,800	32,466
2012	35,000	21,800	31,700	24,000	31,685
2013	35,600	21,800	31,300	23,600	28,657
2014	36,200	21,800	31,300	23,300	28,500
2015	36,600	22,400	31,300	23,300	29,622
2016	37,300	22,900	31,300	23,300	29,444
2017	37,700	23,500	31,300	23,300	29,311
2018	37,900	24,000	31,300	23,300	29,188
2019	38,400	25,000	32,000	23,800	29,411
2020	39,000	26,100	33,200	24,300	29,833

表：公示地価・基準地価の推移

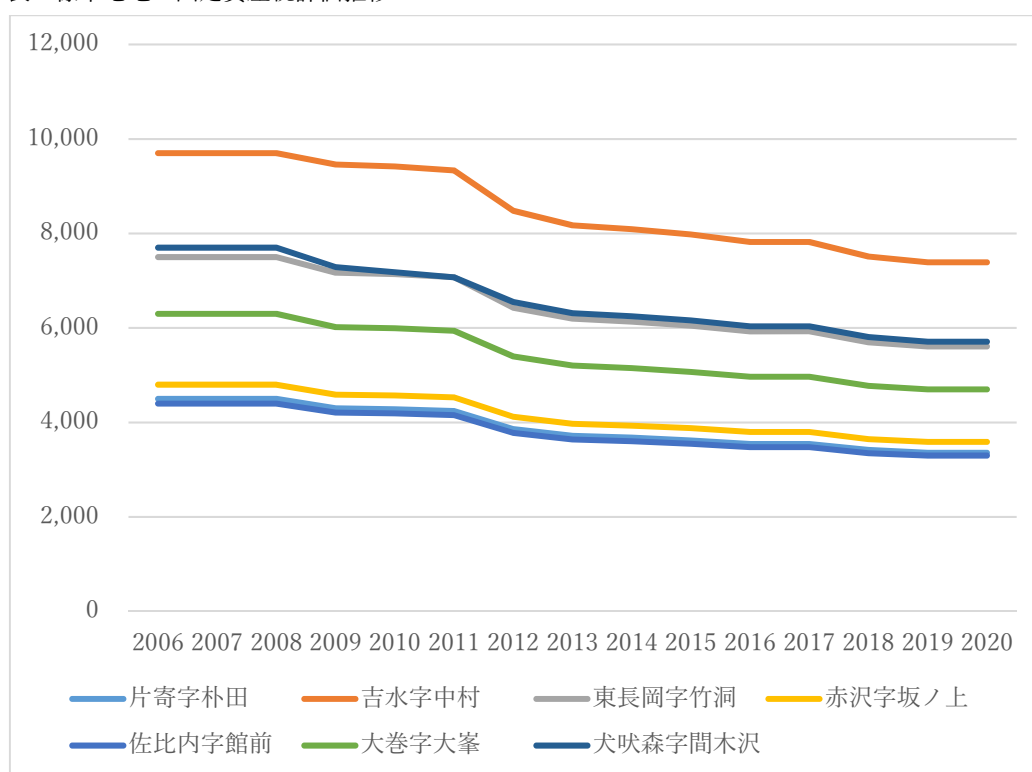


図：公示地価・基準地価の推移

単位：[円/㎡]

[年]	片寄字 朴田	吉水字 中村	東長岡字 竹洞	赤沢字 坂ノ上	佐比内字 館前	大巻字 大峯	犬吠森字 間木沢
2006	4,500	9,700	7,500	4,800	4,400	6,300	7,700
2007	4,500	9,700	7,500	4,800	4,400	6,300	7,700
2008	4,500	9,700	7,500	4,800	4,400	6,300	7,700
2009	4,300	9,460	7,170	4,590	4,210	6,020	7,290
2010	4,281	9,421	7,140	4,571	4,192	5,995	7,180
2011	4,242	9,335	7,075	4,530	4,154	5,941	7,071
2012	3,860	8,480	6,430	4,120	3,780	5,400	6,550
2013	3,720	8,174	6,197	3,971	3,642	5,204	6,312
2014	3,681	8,091	6,134	3,931	3,605	5,151	6,248
2015	3,620	7,980	6,050	3,880	3,550	5,070	6,160
2016	3,547	7,820	5,928	3,801	3,478	4,968	6,035
2017	3,547	7,820	5,929	3,801	3,479	4,969	6,036
2018	3,419	7,512	5,698	3,647	3,350	4,777	5,807
2019	3,360	7,390	5,610	3,590	3,300	4,700	5,710
2020	3,360	7,390	5,610	3,590	3,300	4,700	5,710

表：標準宅地 固定資産税評価推移



図：公示地価・基準地価の推移

資料4 ニーズ把握・合意形成関係資料（第4章関係）

4-1 地区コミュニティ基礎調査結果

- 1 調査期日 令和2年8月31日から令和2年11月16日
- 2 実施方法 調査票を対象団体等に配布し、一定期間経過後回収する方法とした。
- 3 調査対象

対象団体等	調査数
行政区（古館地区を除く）	112
自治公民館	108
自主防災組織	43
地区社会福祉協議会	9
老人クラブ	67
子ども会	99
生産組合	34
水路保護組合	3
水利調整組合	11
多面的機能支払交付金活動組織	42
農家組合	107
芸能保存団体	19
合計	654

4 実施時期

- (1) 実施期日 令和2年8月31日から令和2年11月16日
- (2) 提出期間 令和2年9月16日から令和2年12月2日

5 調査方法

(1) 調査項目

- 第1章 組織概要
- 第2章 組織運営の取り組み状況
- 第3章 地域活動、分野別取組活動の状況
- 第4章 地域活動に対する比較調査

(項目)

対象団体等	第1章	第2章	第3章	第4章
行政区	21	5	13	
自治公民館	21	5	13	
自主防災組織	12	6	8	
地区社会福祉協議会	13	6	9	
老人クラブ	11	5	6	
子ども会	11	6	5	13
生産組合	13	6	4	
水路保護組合	13	6	4	
水利調整組合	13	6	4	
多面的機能支払交付金活動組織	13	6	4	
農家組合	11	6	5	
芸能保存団体	11	4	4	

(2) 記入方法

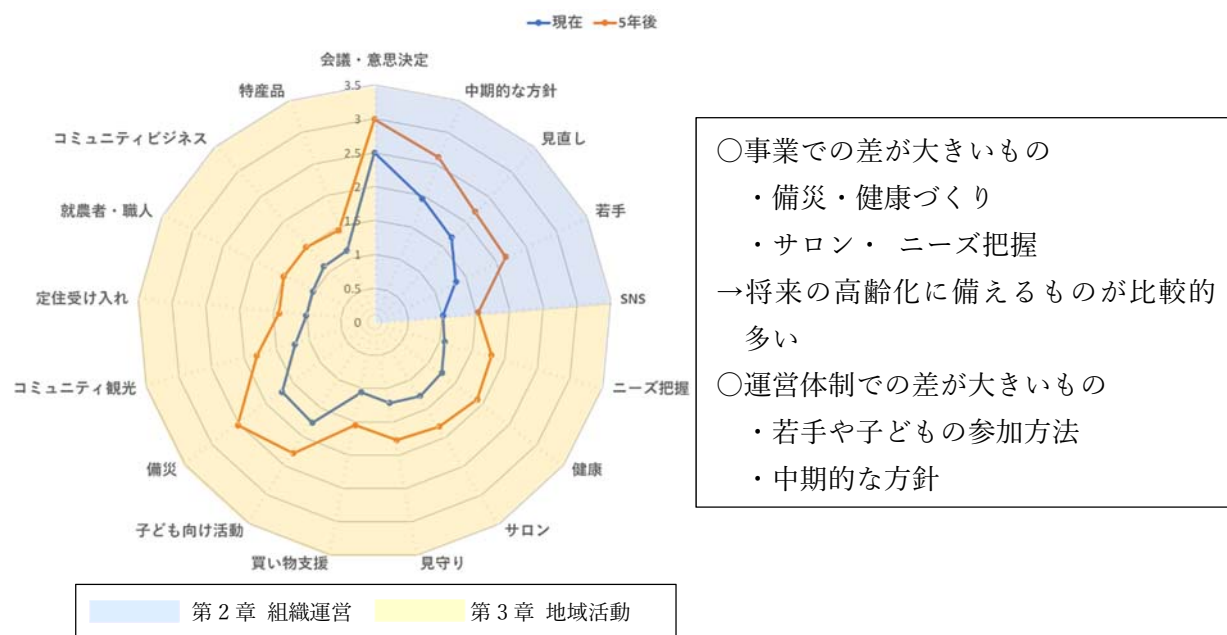
- ① 第1章は、直接記入又は該当する内容に丸印をつける。
- ② 第2章から第4章は、現在の状況と5年後の目標について各4段階で該当する項目に丸印をつける。

6 分析方法

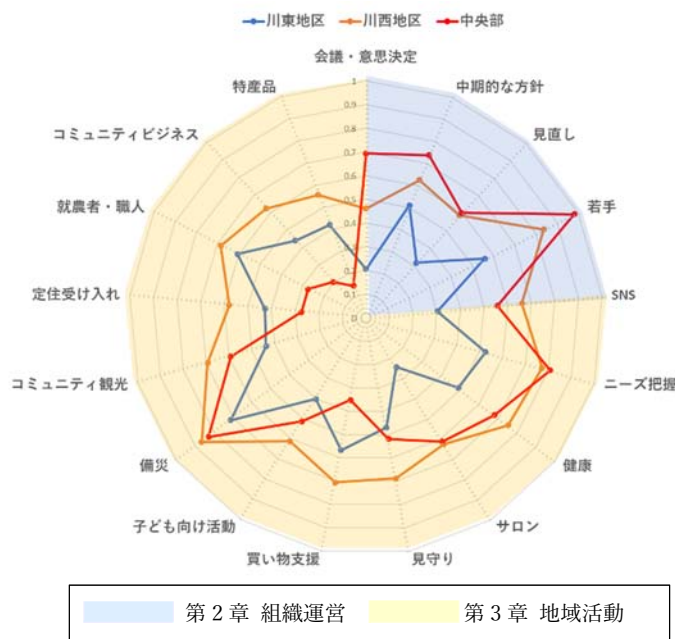
- (1) 第1章は、単純集計から読み取れる全体的傾向と、そこから推測される今後の課題を抽出。
- (2) 第2章から第4章は、各項目における現在と5年後の平均値の差から地域ニーズの重要性として判断する。

7 調査結果

(1) 地域で取り組む主な事業や運営体制の目標と現状：紫波町全体



(2) 地域で取り組む主な事業や運営体制の目標と現状の差（重要性）：地区別比較



○川東地区の特徴

- ・運営体制、健康や高齢者への支援、災害に関する項目が他地区に比較し低い
- ・定住や就農受け入れ、コミュニティビジネス (CB)や特産品などに関する項目が他地区に比較し高め

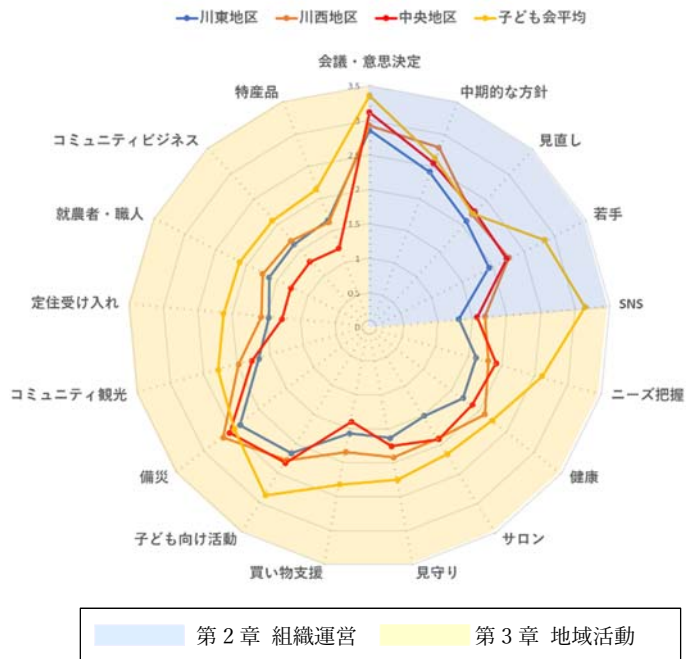
○川西地区の特徴

- ・健康、見守り、サロン、買い物支援など、高齢化社会に備えた項目が他地区に比較し高い
- ・コミュニティ観光や定住受け入れ、就農や CB、特産品などの項目が他地区に比較し高い

○中央部の特徴

- ・農業や産業、定住にかかるニーズが低い一方、ニーズ把握、見守りやサロン、健康づくりなど高齢化を見据えた取り組みへの項目が他地区に比較し高い
- ・若手の参加、意思決定など、コミュニティ体制の構築への項目が他地区に比較し高い

(3) 地域で取り組む主な事業や運営体制の目標の比較：地区別、子ども会



○事業での、地区別と子ども会の目標の差が大きいもの

- ・備災を除いて殆どの項目で意識差が発生している
 - ・特にニーズ把握、買い物支援活動の差異は大きい
- 買い物支援や見守り活動などにおいては、当事者世代よりも若い人たちのニーズが高い

○運営体制での差が大きいもの

- ・若手育成 (参加)、SNS で大きな意識差が生まれている。

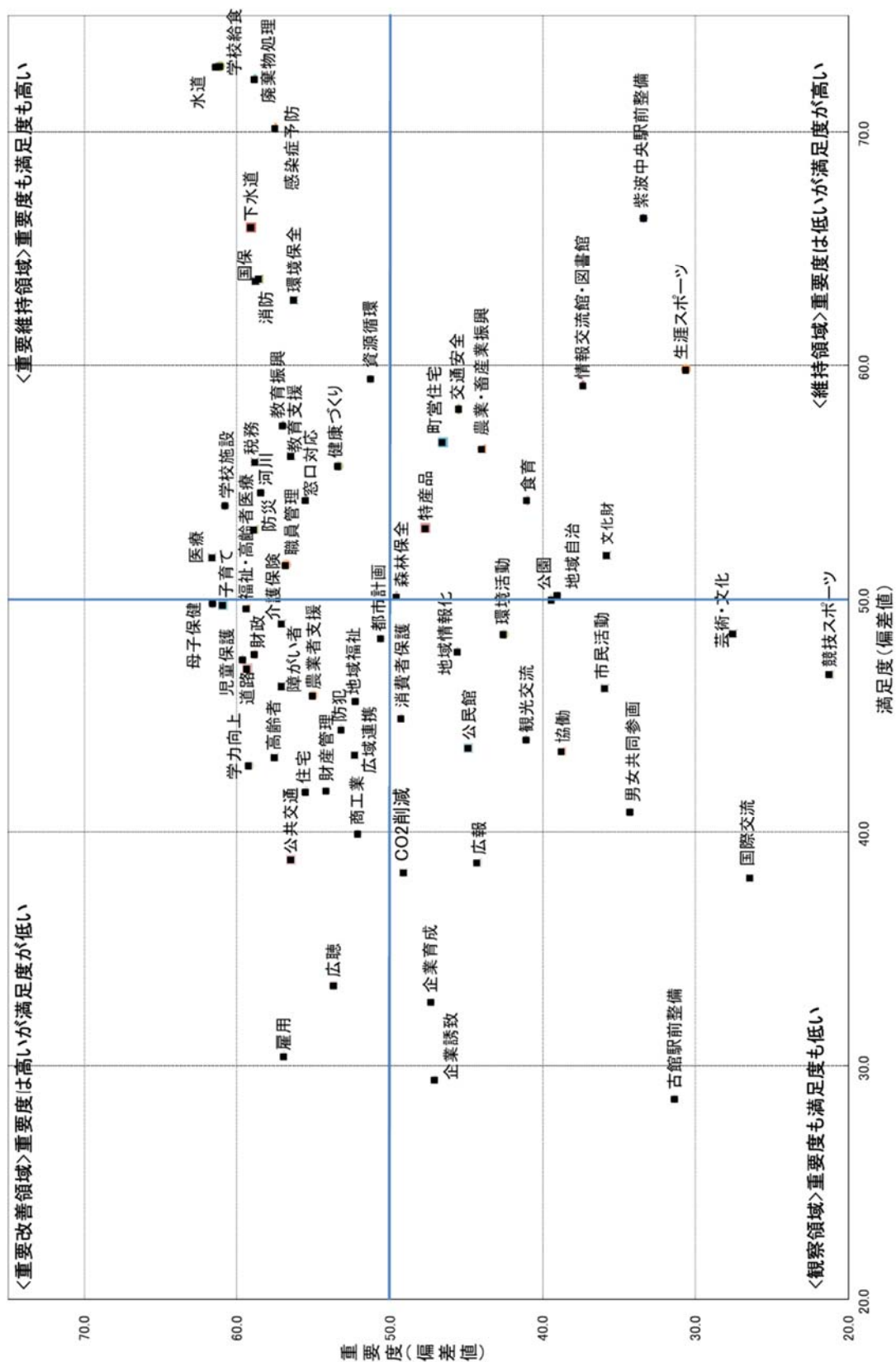
4-2 町民意識調査（令和元年度）結果

- 1 調査期日 令和元年 9 月 25 日
- 2 実施方法 調査票を対象世帯に配布し、一定の記入期間経過後回収する方法とした。
- 3 調査対象 18 歳から 75 歳まで各年代から無作為抽出された計 5,000 名に対し郵送による調査票の配布及び回収を行った。提出は任意とした。
- 4 実施時期
 - (1) 実施期日 令和元年 9 月 25 日（9 月 25 日発送）
 - (2) 記入期間 令和元年 9 月 25 日～10 月 18 日
 - (3) 提出期間 令和元年 9 月 25 日～10 月 18 日
(11 月 30 日までに届いた分を集計対象)
 - (4) 集計期日 令和元年 11 月 30 日
 - (5) 周知時期 「紫波ネット」令和 2 年 4 月総合版（予定）
 - (6) 報告期日 令和 2 年 4 月（報告書「町の通信簿 2 0 1 9」発行）
- 5 調査方法
 - (1) 調査項目
 - ① 施策項目 68 項目（現行総合計画基本計画の施策体系を基に、原則として各項 1 問とした。ただし、ダブルバーレル（どちらにもとれる、あいまいな質問）の回避や、一項目で設問の表現が難しい項目は分割した。（例）
広聴・広報）
 - ② 総合項目 3 項目（定住意識、生活全般の満足度、行政サービスの満足度）
 - ③ 自由記入項目 1 項目（町政に関しての自由意見）
 - ④ 属性項目 9 項目（性別、年代、職業、居住地区及び期間）
 - (2) 記入方法
 - ① 施策項目は、満足度及び重要度について各 4 + 1 段階で該当番号に丸印をつける。
 - ② 総合項目は、4 + 1 段階で該当番号に丸印をつける。
 - ③ 属性項目は、該当する番号に丸印をつける。
- 6 分析方法
 - (1) 偏差値を用いた相対評価及び絶対評価
 - (2) プロフィール別要因分析
 - (3) 満足度及び重要度による 2 次元分析

項目名(必要度偏差値順)

項目名	必要度偏差値
雇用	32
公共交通	20
企業力向上	18
高年齢者	15
住宅管理	12
道路管理	10
児童福祉	8
母子保健	7
子育て	6
C02削減	5
障害者福祉	4
医療	3
農業支援	2
犯罪防止	1
介護施設	0
学地防犯	-1
防災	-2
職災管理	-3
消防	-4
河川	-5
税務	-6
古物	-7
駅前整備	-8
市営住宅	-9
公民館	-10
市民生活	-11
公園	-12
自治	-13
水道	-14
国土	-15
国際交流	-16
産業振興	-17
農業	-18
交通安全	-19
交通	-20
感染症	-21
食育	-22
廃棄物処理	-23
文化	-24
芸術	-25
情報	-26
生涯学習	-27
生涯学習	-28
生涯学習	-29
生涯学習	-30
生涯学習	-31
生涯学習	-32
生涯学習	-33
生涯学習	-34
生涯学習	-35
生涯学習	-36
生涯学習	-37
生涯学習	-38
生涯学習	-39
生涯学習	-40

满足度·重要度(偏差值)散布图



4-3 意見公募結果

公共施設等に本方針の素案を閲覧書類として配置し、町民の皆さんから意見を募集しました。

- ① 閲覧書類設置場所 町ホームページ、各地区公民館、紫波町図書館、ゆいっとサロン、資産経営課窓口
- ② 意見公募期間 令和3年2月8日～28日（21日間）
- ③ 意見提出者・総数 7名 20件

番号	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	単なる空き施設の利用として考えるのではなく、「地域住民が安心して住み続けられるまちづくり」の一環として考える。	「安心して住み続けられるまちづくり」は、都市計画マスタープランにおいてもまちづくりの基本方針として示しており、第三次紫波町総合計画において町が目指すまちづくりの将来像である「暮らし心地の良いまち」にも包含されるものと捉えております。
2	オガール効果が殊更のように強調されているが、その効果が町民にどれだけ及んでいるかを検証する必要があるのではないか。	紫波中央駅前都市整備事業（オガールプロジェクト）の実施にあたり、紫波町公民連携基本計画では「“町民の資産”である町有地を活用して、財政負担を最小限に抑えながら公共施設整備と民間施設等立地による経済開発の複合開発を行う」ことを目的としたところです。このプロジェクトにおいて、財政負担を抑えながら複合開発が図られたことについては、一定の評価を得たと認識しており、オガール周辺エリアの人口増や地価の上昇といった現象が見られることも効果の一つと捉えております。 なお、プロジェクトで重視してきたのは、稼ぐ、チャレンジする、つながるという三つの要素であり、域内の資源を活用しながら、町民や地元企業等のメリットにつながる取り組みを行ってきました。既存の価値観にとらわれず、チャレンジするという精神で、東部地区や西部地区においても課題の解決に向け、その地域の資源と課題を掛け合わせた解決策を模索し、新たな価値を創出していく必要があると考えております。

3	公費抑制し民間利用が望ましいが、各地域に公施設の拠点があることが理想 各地域ごとに必要な施設（公民館・児童館・こどもの家等）を優先して転用利用が優先	「6－1 利活用にあたっての基本順位」に記載のとおり、学校跡地は町民共有の財産であり、町が公共の福祉のために利用することが最も望ましいと認識しておりますが、厳しさを増す財政状況の中で、町が直接活用することが難しくなっているのが現状です。町又は町以外の者が行う公共・公益的事業で活用されない施設及び余剰部分については、地域を含めた民間事業者による利活用を検討します。
4	学校が無くなったことで地域にどのような影響・変化が生じているのか。こうしたことが捨象され、地域に「未利用の遊休町有地＝学校跡地」があるので、意見があれば出してほしい。町民の意見を参考にするが、町の開発方針との整合性を取りながら、町としての有効利用方針を策定する。となっていますが、「住民合意」を得ることなく、一方的に「地域の学校を無くした」やり方と同じように、町主導で跡地利用をやろうとしているのではないかと危惧します。	「6－1 利活用にあたっての基本順位」に記載のとおり、学校跡地は町民共有の財産であり、町が公共の福祉のために利用することが最も望ましいと認識しておりますが、厳しさを増す財政状況の中で、町が直接活用することが難しくなっているのが現状です。町又は町以外の者が行う公共・公益的事業で活用されない施設及び余剰部分については、地域を含めた民間事業者による利活用を検討します。その検討にあたっては、「6－5 利活用の検討の進め方」に記載のとおり、今後、地区ごとの地域特性やニーズを考慮した個別施設の実施方針を策定し、町民共有の公有財産の有効活用を進めてまいります。
5	跡地利用として7地域中2地域しか、利用方向についての意見が出されていないことが資料に出ています。住民からすれば、「統合を強行して子どもたちがいなくなったあと、そこをどう前向きに活用するか」を考え話し合うためには、かなりの時間とエネルギーがいるのではないかと推察されます。一方で跡地の有効利用も大切なことから、丁寧に地域住民の意向を聞き、お互いに納得のできる跡地利用を考えてほしいものです。	
6	学校跡地は、地域住民・廃校にさせられた地域住民の共有財産です。卒業生は、そこで学び育った大切な場所です。何よりも地域住民・関係者の合意できる跡地利用であってほしいものです。	

7	町の財政状況が厳しいことは理解できるが、「町に金がなく手に負えないから、民間事業者は一切任せる。」的な姿勢ではなく、「地域住民が主体的に、地域振興のために利活用してもらいたい。町としては、金銭的支援は難しいが、地域が貸付施設等の運営、効率的活用に必要な助言・指導や情報提供など、ソフト面からの支援、住民サービスは続けるとの姿勢をも示して活用を呼び掛けるべきではないか。	「6-1 利活用にあたっての基本順位」に記載のとおり、町又は町以外の者が行う公共・公益的事業により活用されない施設については、地域を含めた民間事業者による利活用を検討することとしております。また、「6-3 利活用の方法」にあるとおり、地域を含めた民間事業者による利活用を推進するため、公的支援の検討も適宜行なってまいります。
8	利活用にあたっての基本順位が、公共の利用と民間活用とに区分するのではなく、地域づくりの拠点として活用するために、公民館による管理の下で、公民館活動と一体となった複合的な利用が適当な場合もあるのではないか。	「6-1 利活用にあたっての基本順位」に記載のとおり、公共・公益的事業で活用されない施設又はその余剰部分については、地域を含めた民間事業者による利活用を検討することとしており、複合的な利活用も1つの選択肢として捉えております。
9	佐比内は、検討方向ではなく、既に決定事項のように見受けられるが、どの段階で決めたのか。これ以外の小学校は検討しなかったのか。説明すべきではないか。	基本方針策定にあたり行政目的での活用については、あらかじめ庁内において全施設を対象とした検討を行い「6-1-1 公共施設として求められている機能」「6-1-2 公共・公益事業での利用に向けて検討している施設」に盛り込んだものです。ご指摘のとおり、検討の経過について追記いたします。
10	星山小学校を保育施設として利用する検討方向は妥当と思われる。その場合、現在の東部保育所を移転することが望ましいのではないか。	「6-1-2 公共・公益事業での利用に向けて検討している施設」に記載のとおり、検討をすすめてまいります。
11	学校跡地利用は、町有財産の管理という視点だけではなく、「地域づくりの拠点」として活用できるよう、地域づくりの観点から幅広く検討願いたい。そのためにも、庁内関係課、特に、地域づくり担当課の積極的、かつ前向きな意見を出してもらおうよう期待したい。	「地域づくりの拠点」となることは大変望ましいことと考えております。「6-2 利活用の基本コンセプト」に記載のとおり、町の課題を解決につなげ持続可能なエリアにしていくことが大切と考えており、庁内の意向と地域や市民も含めた民間の動向を踏まえ、活用に向けて検討してまいります。

12	体育館や屋外運動場の利用については、これまでの利用団体に限らず新たに利用を希望する団体も対等に扱うこととする。	これまでの学校開放による利用は、西の杜小学校や紫波東小学校で行われることとなり、閉校後の体育館等の一時利用については、他の町有財産と同様に通常の貸付による利用となります。 基本方針では、「6-4 利活用にあたって配慮する事項」に記載のとおり、地域コミュニティ・社会教育活動への配慮としていく所です。
13	東部地区・西部地区の課題解決に向けて、中央部とは異なる視点で、地域特性を活かした活用ができるような方策を検討願いたい	「6-5 利活用の検討の進め方」に記載のとおり、利活用に向けては「6-2 利活用の基本コンセプト」を踏まえながら、地域特性やニーズを考慮した実施方針を策定し活用を検討してまいります。
14	施設の設置にあたっては、地域住民や関連団体が考え方を共有できるようにしながら進める。とくに山里に立地する学校跡地の「まちづくり」は、紫波町の中央地区とは異なり、そこにある少ない資源と知恵を集めることを基本に、全国的な経験や専門的知見を参考としながら進めるべきである。 法令やその他の課題があれば、行政が主導し地域住民や関連団体と知恵を集めて工夫をする。	全国を対象とした市場調査を実施し、市場性とその活用案について把握を行いながら方針策定を進めております。 個別施設の実施方針策定時においては、その地域の実情を踏まえながら進めて参りたいと考えております。
15	町内外の子どもが集まって利用できる施設として活用。 例えば小・中・高校生が水稻や果樹などの農業体験や廣田酒造店の酒造りの見学といった紫波町の産業を体験し、その際に宿泊する合宿施設としての利用はできないか。夏休みなどの長期休暇中にそのような地域を学ぶサマーキャンプを開催すれば、子どもたちが集まり地域に活気があふれるのではないか。その体験がきっかけで将来的には紫波町で就農しようという子も出てくるかもしれない。	「6-2 利活用の基本コンセプト」に記載のとおり、地域資源を活かし持続する産業と雇用を創り出し、未来を担う柔軟でしただかな人材を育てる場としての活用をコンセプトとして検討してまいります。頂いたご意見については、具体的な利活用の提案として、個別施設の実施方針策定に向け参考にさせていただきます。

16	他施設との有機的な活用方策についても併せて検討願いたい。	「7-1 利活用のイメージ例」にあるとおり、跡地の利活用がより有効なものにするために、個別実施方針の策定の中で、他の空き校舎や公共施設との連携についても、検討してまいります。
17	歴史遺産や文化財等の活用と、地域を担う人材育成を図るため、水分・片寄・彦部・佐比内・赤沢・長岡小学校の各空き校舎の3教室を使用し、調査収集、公開展示及び整理収蔵等の機能をもつ、地域歴史資料館を開設する。	個別施設の実施方針策定時において、その地域の実情を踏まえながら進めて参りたいと考えております。 頂いたご意見については、具体的な利活用の提案として、個別施設の実施方針策定に向け参考にさせていただきます。
18	現在、高齢化率は40%を越え、今後も高齢者が増えて地域の多数を占めることが想定される。地域の中核的存在である高齢者と児童の施設、地域の安心施設である避難所を設置し「まちづくりの核」に位置づける。体育館とグラウンドは、日常的には高齢者と児童の運動場、地域のスポーツ競技会場に、災害時には避難所として使用する。	
19	若者が紫波に来たい、住みたいと思わせる様な活用方法になると良いと思います。 学校の校舎、設備をそのまま使ったキャンプ場やショッピングモールにする。紫波フェス（イベント）を年1～2回開催する。	
20	佐比内に老人福祉施設と集いの場所となる総合的な施設があれば良いかなと考えました。さらに食堂もあれば一人暮らしの老人や共働き夫婦の家庭に提供することもできるのではないかな。	

資料5 民間意向調査関係資料（第5章関係）

5-1 サウンディング（対話）型民間市場調査

サウンディング実施にかかる情報発信

① 記事掲載

- ・掲載媒体：『公共R不動産』（運営会社：株式会社オープン・エー）
- ・掲載期間：2020年10月28日～

（募集を終了した11月6日以降も記事掲載は継続）

- ・公共R不動産 Facebook ページ等にて拡散

<2020年12月9日時点調べ>

- ・サイトPV数（※）：1,013（掲載日～11月6日）
- ・Facebook ページリーチ数：1,823

その他個人ページによるシェア及び反応多数。

※PV数：ユーザーがページを閲覧した数。

② 物件概要掲載

- ・活用媒体：『公共不動産データベース』（運営会社：株式会社オープン・エー）
- ・掲載物件：対象7校
- ・登録期間：2020年10月28日公開～（閲覧には会員登録が必要）

※上記データベースは現在サービス運用中のもので、掲載案件の閲覧数は不明。

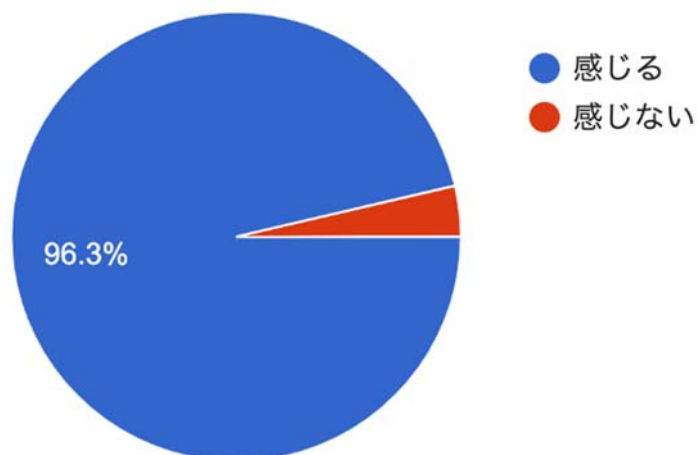
5-2 情報提供型市場調査（オンラインニーズ調査）結果

① 実施概要

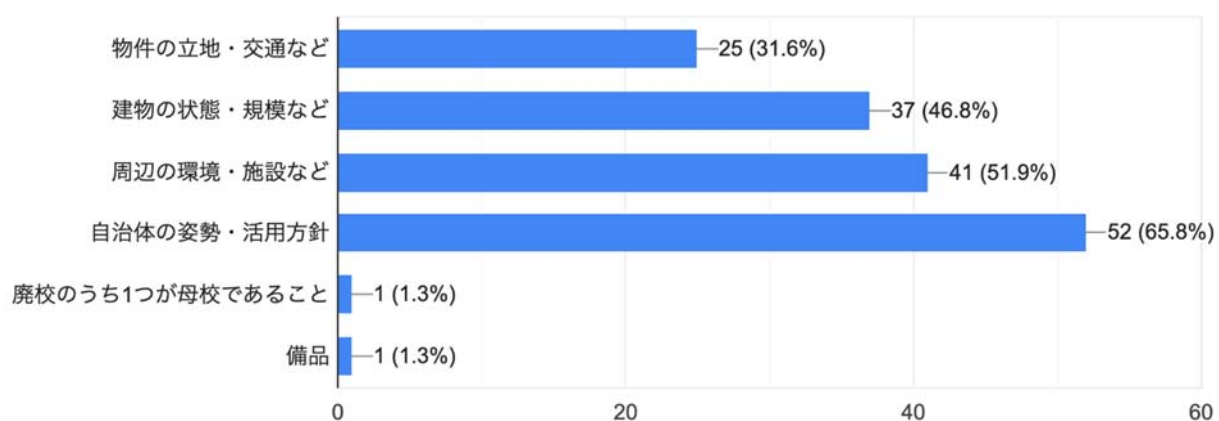
- ・活用媒体：グーグルフォーム（Google社が提供するオンラインサービス）
- ・実施時期：令和3（2021）年1月19日～2月3日
- ・調査方法：企業・個人問わず誰でも回答できるアンケートとし、オンラインにて物件の関心度、活用可能性、対話希望意向等についてのアンケートを実施。
町HPへの掲載のほか、『公共不動産データベース』（運営会社：株式会社オープン・エー）と連携し会員約250社に対し周知。
- ・回答総数：82件

② 回答結果

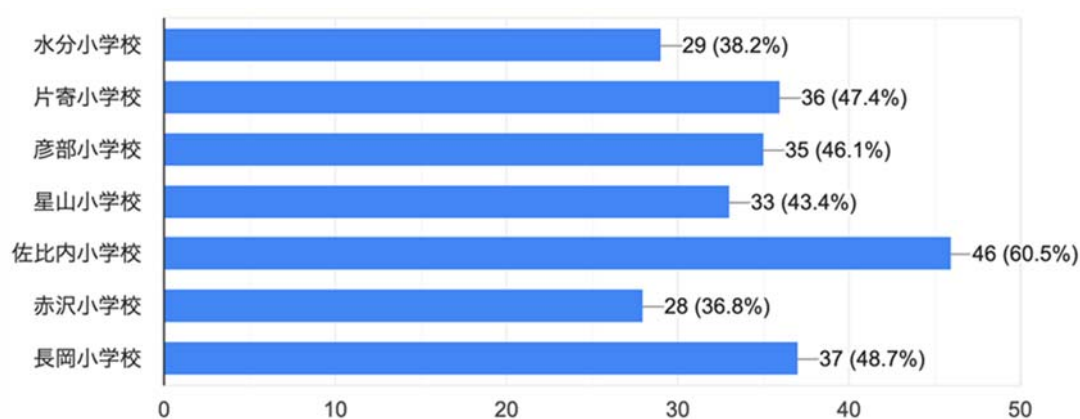
(1) この物件に魅力を感じますか？ (82 件の回答)



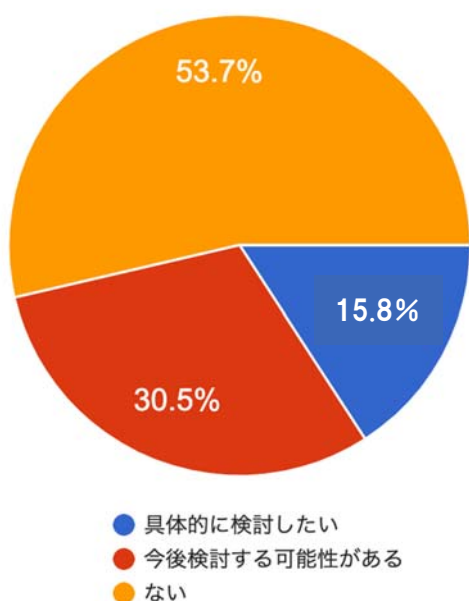
(1-2) どんなところを魅力と感じますか？ (複数回答可) (79 件の回答)



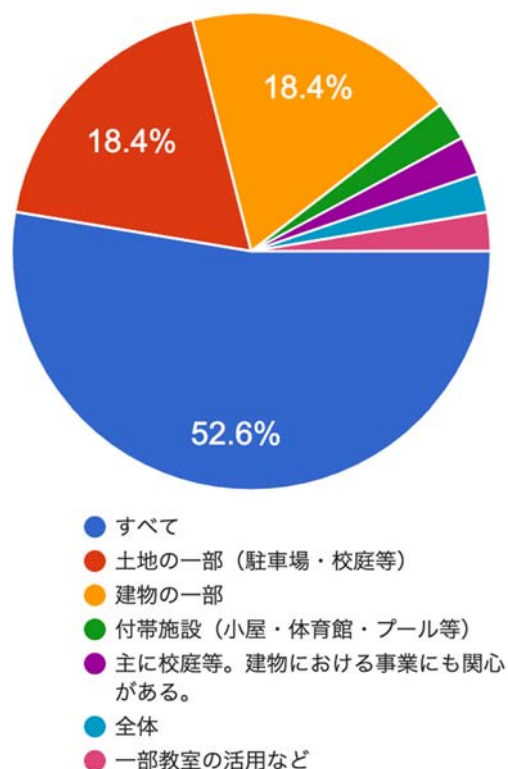
(1-3) 対象の7校のうち、ご関心のある物件にチェックをしてください
(複数回答可) (76 件の回答)



(2) 自ら活用する可能性がありますか？
(82 件の回答)



(2-2) どの部分の活用に関心がありますか？ (38 件の回答)



(2-3) どんな活用をイメージしていますか？（「具体的に検討したい」と回答した方）

- ・新しい教育の拠点
- ・住環境を重視し且つその環境が持続する住宅地
- ・エコタウンを通した新たな暮らしの提案
- ・多様な関係人口創出のための拠点として
- ・再生可能エネルギーを活用した植物園
- ・酒造施設と酒造り体験
- ・複合事業施設として
- ・ひとり親支援のイベント開催スペース、就労支援、スキルアップ支援の会場として
- ・文化施設(音楽)
- ・WWOOF [ウーフ] やファームステイのようなイメージで、農業の労働力を確保する。上記のような企業をキーテナントとして誘致したコワーキングスペースとして活用する
- ・実験的に商品開発ができる食品加工場
- ・人が集まり学ぶ場で地域農業と連携を加速させる施設として

紫波町学校跡地活用基本方針

令和3年3月12日 策定

紫波町 企画総務部 資産経営課 資産経営室